

平成24年第2回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、平成24年2月22日第2回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐々木 孝 人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市民福祉部長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	阿 曾 時 秀	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総務部総務課長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	佐 藤 克 之	生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦
子育て長寿支援課長	齋 藤 美 枝 子	農 林 水 産 課 長	伊 東 秀 一
建 設 課 長	佐 藤 正	教 育 委 員 会 総 務 課 長	齊 藤 義 行
学 校 教 育 課 長	高 野 浩	ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	森 孝 良
消 防 本 部 消 防 次 長	柳 橋 稔		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成24年2月22日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政運営の基本方針説明及び市政報告
- 第4 議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第5 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第6 議案第4号 にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第5号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第6号 にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第7号 にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第8号 にかほ市暴力団排除条例制定について
- 第11 議案第9号 にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第10号 にかほ市戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業分担金徴収条例制定について
- 第13 議案第11号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第12号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第13号 にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第14号 にかほ市招致外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例制定について

- 第17 議案第15号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第16号 にかほ市総合発展計画基本構想及び後期基本計画の策定について
- 第19 議案第17号 冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて
- 第20 議案第18号 市有財産の無償譲渡について
- 第21 議案第19号 市有財産の無償譲渡について
- 第22 議案第20号 市有財産の無償譲渡について
- 第23 議案第21号 市有財産の無償譲渡について
- 第24 議案第22号 あらたに生じた土地の確認について
- 第25 議案第23号 あらたに生じた土地の確認について
- 第26 議案第24号 あらたに生じた土地の確認について
- 第27 議案第25号 字の区域の変更について
- 第28 議案第26号 字の区域の変更について
- 第29 議案第27号 字の区域の変更について
- 第30 議案第28号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第31 議案第29号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第32 議案第30号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第33 議案第31号 平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について
- 第34 議案第32号 平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 第35 議案第33号 平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第36 議案第34号 平成23年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第37 議案第35号 平成23年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第38 議案第36号 平成23年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第39 議案第37号 平成23年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第40 議案第38号 平成23年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 第41 議案第39号 平成23年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第42 議案第40号 平成24年度にかほ市一般会計予算について
- 第43 議案第41号 平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第44 議案第42号 平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第45 議案第43号 平成24年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第46 議案第44号 平成24年度にかほ市簡易水道特別会計予算について
- 第47 議案第45号 平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第48 議案第46号 平成24年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第49 議案第47号 平成24年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第50 議案第48号 平成24年度にかほ市水道事業会計予算について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成24年第2回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

15番池田甚一議員より早退届が出ております。これを許可しております。

日程に入る前に報告をします。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定によって、14番菊地衛議員、15番池田甚一議員を指名します。

暫時休憩します。

午前10時01分 休 憩

午前10時01分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

訂正します。会議録署名議員は、14番菊地衛議員、16番加藤照美議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。佐藤元議会運営委員長。

【議会運営委員長（18番佐藤元君）登壇】

●議会運営委員長（佐藤元君） おはようございます。それでは、2月15日開会した議会運営委員会の報告をいたします。

配付済みの議案つづりに沿って審査をいたしました。人権擁護委員候補者の推薦2件、条例の一部を改正する条例制定9件、新たな条例制定2件、条例を廃止する条件制定1件、総合発展計画基本構想及び後期基本計画の策定1件、冬師・釜ヶ台辺地に係る総合整備計画の変更1件、市有財産無償譲渡4件、あらたに生じた土地の確認3件、宇区域の変更3件、特別会計への繰入れ3件、平成23年度一般会計補正予算1件、平成23年度特別会計補正予算6件、平成23年度ガス事業会計補正予算1件、平成23年度水道事業会計補正予算1件、平成24年度一般会計予算1件、平成24年度特別会計6件、平成24年度ガス事業会計予算1件、平成24年度水道事業会計予算1件の計46件です。

議案第2号、議案第3号は、人事案件ですので本日表決を行います。議案第16号については、総合

発展計画基本構想及び基本計画調査特別委員会を設置することで確認をしております。

陳情は計9件ですが、継続審査が4件、新たな受理が5件となっております。陳情文書表に沿って付託となります。

よって、今定例会の会期は、本日2月22日より3月22日までの30日間といたしました。

なお、先日、議会研修会で申し上げましたが、一問一答を選択された質問の中で計数的なことについては担当部課長の答弁となります。また、代表質問、一般質問、質疑、所管事務調査等については、コンプライアンスを尊重するようお願いいたします。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月22日までの30日間に決定しました。

日程第3、市政運営の基本方針説明及び市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日からの3月定例会、よろしく願いをいたします。それでは市政報告をいたします。

始めに、TDKの組織再編について申し上げます。

TDKの組織再編の方針は、創業地を自負してきた私どもにとって予想を超えた改革であり、市民に大きな不安を与えているところであります。

改革は、歴史的な円高の中で、企業としての生き残りをかけ、ものづくりの強化による競争力の向上と収益力の改善に向けた避けがたい取り組みであることは理解しながらも、雇用をはじめ、市の経済・全般に与える影響が大変心配される状況であります。

2月7日には、秋田県や「にかほ市」、そして、由利本荘市やハローワーク本荘など関係機関で構成する「由利地域の経済雇用情勢に関する連絡会議」を立ち上げ、象潟庁舎で第1回目の会議を開催しました。

この会議では、改革による地元企業への影響・調査と情報の共有、離職者が出た場合には連携して支援策を講じることを確認し、また、両市役所に相談窓口を設置するとして、金浦庁舎に相談窓口を開設したところであります。

今後さらに情報を収集しながら、県をはじめとする関係機関と連携して支援策を講じてまいります。

それでは、新年度に臨む市政運営の基本方針を申し上げます。

始めに、平成24年度の財政見通しについてであります。

国は、地方財政対策において、地方主権改革に沿った財源の充実を図るために、前年度と比較し

て地方交付税を0.1兆円増の17兆5,000億円としましたが、実質的な交付税であります臨時財政対策債は0.1兆円減の6兆1,000億円となっております。

本市においては、歳出面では、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費の割合が51.9%と依然として高い割合を占めており、政策的・投資的経費の財源については、引き続き、合併特例債などの有利な地方債や目的基金に依存する財政運営となっております。

このため、22年度から取り組んでいる「にかほ市第二次行財政改革大綱」に基づき、さらなる行財政改革を推進し、公債費の計画的な繰上償還に取り組みながら将来負担の軽減を図り、健全財政の維持・強化に努めてまいります。

次に、予算であります。

24年度の一般会計・当初予算の総額は、126億3,300万円と決めました。

ふるさと雇用創出事業の終了や緊急雇用創出事業の大幅な縮減並びにまちづくり交付金事業などの縮小により、23年度当初予算と比較して6億9,000万円、5.2%減となっております。

歳入では、市税を27億1,109万5,000円（対前年度比0.5%増）、国庫支出金は、子ども手当の制度改正や社会資本整備総合交付金事業の減少などにより、12億5,649万1,000円（対前年度比10.9%減）、地方交付税は前年度当初予算額と同額の51億円を見込んでおります。

また、歳入の不足分を補う臨時財政対策債も、前年度当初予算額と同額の5億5,000万円を見込んでおります。

なお、24年度における合併特例債の発行予定額は、まちづくり交付金事業など5事業で、総額1億3,940万円（対前年度比71%減）としております。

歳出では、人件費が25億4,940万7,000円で、退職者の補充抑制に努めることにより、23年度当初予算と比較して0.4%減となっております。

扶助費は、21億1,079万円（対前年度比5.4%減）で、少子化に伴う保育所運営費負担金及び子ども手当の制度改正による減などが主な要因であります。

公債費は、18億9,032万2,000円（対前年度比6.7%減）と、繰上償還の実施などにより減額となっております。

義務的経費の総額は、65億5,051万9,000円（対前年度比3.9%減）で、2億6,578万6,000円の減となっております。

これは、扶助費及び公債費の減額などが主な要因であります。

また、投資的経費は、消防救急無線デジタル化整備工事及び避難場所や避難路の整備など災害対策事業の増加に伴い、14億7,037万3,000円（対前年度比18.5%増）となっております。

24年度、本市の一般会計・特別会計・企業会計の各会計を合わせた予算総額は、188億4,354万6,000円で、23年度当初予算総額と比較して9億5,927万7,000円（4.8%減）となっております。

次に、「にかほ市総合発展計画」に基づく施策についてであります。

始めに、「にかほ市総合発展計画」は、19年度から28年度までの十年間を基本構想とし、前期基本計画が23年度で終了することから、24年度から28年度までの後期基本計画（案）を策定しております。

これまで、住民検討委員会、市職員によるワーキング会議、16歳以上の市民2,000人を対象としたアンケート、部長級職員による策定委員会、パブリックコメント、市民公募を含む企画審議会、議員全員協議会で審議等を重ねてまいりました。

本計画は、基本構想を実現するために前期基本計画で定めた施策や目標に対する評価と検証を行い、より具体的に、また、わかりやすく明示して後期5年間の指針とするもので、今定例会に議案として提案しております。

「安心して暮らせる福祉のまちづくり」についてであります。

24年度が初年度となる「第二期地域福祉計画」に基づいて、健康の推進、子育て支援、高齢者支援、障害者支援などを計画的に進めてまいります。

生涯にわたる健康づくりについてであります。

23年度に見直しをした「健康にかほ21計画」に基づき、生涯にわたる健康づくりを目指し、母子・成人保健事業、予防接種事業、精神保健事業の充実を図ってまいります。

特に、検診を受けやすい体制づくりや検診の普及・啓発のために、40歳から65歳までの5歳ごとの年齢者に対して人間ドックの勧奨と助成を行い、個々の積極的な健康づくりを支援してまいります。

また、子宮がん検診では、従来、細胞診のみの検診内容でありましたが、ヒトパピローマウイルス遺伝子検査を併用して実施します。

この検診では、早期にハイリスク者の把握ができ、若年者の子宮がんによる子宮摘出を回避するなど、少子化対策にもつながる検診であります。

県内では、まだ実施している市町村はありませんが、関係機関と協議しながら推進してまいります。

障害のある人への生活支援についてであります。

22年12月に成立した改正・障害者自立支援法において、グループホームやケアホーム入居者の居住費用の助成、成年後見制度利用支援事業などの利用サービスが追加されております。

支援サービスの一層の周知を図り、障害のある方々に地域での自立した生活を応援してまいります。

4月からは「サービス等利用計画」の作成対象者が拡大されることから、サービスの支給決定の際に十分参考にすることとし、適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援してまいります。

また、障害のある方々への負担軽減を図るため、居宅介護、短期入所、補装具給付、日常生活用具給付、日中一時支援事業など、住民税課税世帯に係る実負担額の2分の1を引き続き市が独自に軽減してまいります。

高齢者の生活支援についてであります。

高齢者声かけ見守り巡回事業は、22年度から社会福祉協議会に委託して行っております。

独り暮らし高齢者等の状況を把握するとともに、季節ごとに生活上の注意事項のチラシを作成し、訪問員が声かけしながら配布、巡回しており、高齢者から大変喜ばれております。

今後も、自治会や民生児童委員と連絡を取りながら、見守り体制を強化してまいります。

また、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者のいる世帯を対象に、手すりの取り付けや段差の解消等のバリアフリー改修事業を引き続き実施してまいります。

高齢者に対する交通費の助成については、住居と最寄りのコミュニティ等のバス停までの距離がおおむね1.5キロメートル以上離れている世帯に対し、タクシー利用料金の一部を助成しております。

24年度は対象の要件は変わりませんが、住居からバス停までの距離に応じて、タクシー券にかえて定額助成金を交付する事業に改め、経済的負担の軽減を図ってまいります。

夢のある子育て支援についてであります。

将来を担う子供たちの健やかな育ちを支援するため、「次世代育成支援・後期行動計画」に基づき、保育園の保育料を、市の単独と県のすこやか子育て支援事業により、引き続き、保護者負担の軽減を図ってまいります。

また、秋田県では、多様な保育サービスの需要にこたえ、病児・病後児保育（体調不良児対応型）促進事業を行っております。

この促進事業は、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、安心かつ安全な体制を確保するものであります。

緊急的な対応を必要とする児童が対象となりますが、事業所としては、事業を担当する看護師等を1人以上配置すること。医務室等、衛生面に配慮され、安静が確保できる場所があることなどが要件となります。

市内においては、にかほ保育園・つぼみ保育園・白百合保育園の3保育園が要件を満たしており、新年度から事業を実施します。

「自然豊かで住みよいまちづくり」についてであります。

20年度から進めてきた金浦地区まちづくり交付金事業も、24年度が最終年度となります。

24年度は、竹嶋湯周辺での市民による桜の植樹や芝生張りなどの造園工事、案内看板の設置を行います。

快適な生活環境づくりについてであります。

公共下水道事業については、生活環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため、24年度は、仁賀保地区の堺田地内及び象潟地区の松ヶ丘地内の面整備を進めてまいります。

また、農業集落排水事業では、小滝・上郷北部・上郷南部・桂坂・伊勢居地の5処理施設の機能診断を業務委託します。

環境にやさしい「まちづくり」についてであります。

ごみの減量化については前期目標を達成しておりますが、リサイクルについては目標を達成していません。

今後の課題として、新ごみ処理施設とリサイクル施設を整備し、また、リサイクル品の安定的な受入先の確保に努め、後期目標の達成に取り組んでまいります。

また、新ごみ処理施設の建設については、建設候補地である金浦轄町地内における生活環境影響調査（環境アセス）を実施します。

自然環境の保全についてであります。

21年2月から、緊急雇用対策事業として臨時職員による海岸清掃業務を実施してきましたが、23年度で補助事業が終了します。

24年度からは規模を縮小し、市単独事業として臨時職員による海岸清掃業務を引き続き実施します。

また、クリーンアップ作戦の実施や不法投棄監視員による巡回活動を強化してまいります。

なお、新エネルギーの活用と導入については、要望の高い「個人住宅用・太陽光発電システム導入」を引き続き支援してまいります。

次に、災害に強い「まちづくり」についてであります。

24年度中には、県の地震被害想定調査結果をもとに「にかほ市地域防災計画」及び「津波ハザードマップ」の見直しを進めます。

また、東日本大震災を教訓に避難路や避難場所の整備を進めるとともに、自治会・自主防災組織や消防団との連携を強化し、市民一人ひとりが防災意識を高める体制づくりを進めてまいります。

23年度には防災行政無線施設が完成し、市民に行政や災害などの情報を迅速かつ的確に伝達できる施設として機能しております。

また、消防救急無線のデジタル化事業が国から採択されており、この事業が完成しますと、震災や災害等での情報伝達網が強化されることとなります。

また、国、県との救助・救出活動時の無線対応も可能となります。

安全・安心な「まちづくり」についてであります。

消費生活相談業務については、市民から悪質商法被害等の相談が寄せられていますが、相談内容の多様化、専門的な知識の必要性、解決までの時間の長期化等が見られることから、24年度から県の財政支援を受けて消費生活相談員1人を生活環境課に配置します。

交通ネットワークの整備についてであります。

幹線道路整備である「山ノ田前川線」については、24年度中の完成を目指して改良工事を進めてまいります。

また、前川象潟間についても、地質調査、詳細設計、用地測量を進めてまいります。

効果促進事業では、昨年に引き続き、跨線橋を対象に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定するための調査を実施してまいります。

日沿道の進捗状況についてであります。

象潟仁賀保道路、延長13.7キロメートルについては、用地の進捗率は97%、工事で48%となっております。

金浦ICから両前寺交差点間8.2キロメートルについては、24年度中の供用開始に向けて工事が進められております。

県境部分の整備についても、計画段階評価に基づきながら、25年度の事業化に向けて、引き続き、関係省庁などに強く要望してまいります。

定住化の促進についてであります。

定住化の促進を図り、地域の活性化に寄与することを目的に、にかほ市定住奨励金の各種制度を行っております。

定住奨励金の交付は、住民登録後1年を経過してからとなりますが、24年度は2人を予定しております。

また、縁結びめぐりあい事業として独身男女の出会いの場の創出などを実施していますが、各種団体の活動に対しても積極的に支援してまいります。

「人と文化を育むまちづくり」についてであります。

知・徳・体の調和のとれた子供の育成についてであります。

本市の児童生徒は、他を思いやる気持ちを持ち、与えられたことに対しては一生懸命取り組む子供たちであります。

この子供たちが、夢や目標をもって積極的にいろいろなことにチャレンジできるように支援してまいります。

また、教育研究所の指導のもとに公開研究や教職員全体研修を行い、楽しい授業づくりを継続しつつ、わかる授業を目指すために、各校の特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、学校生活や学習のサポートを行う支援員を配置しながら、必要な指導に取り組みます。

道徳の時間や特別活動においては、社会性や道徳的・実践力を身につけさせ、夢や目標を持つ子供に育てるとともに、低下している体力については、テストの結果を分析し、その対策を体育の授業や行間運動に反映させ、体力の向上を図ってまいります。

次に、放課後子どもプラン運営委員会の設置についてであります。

文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」、いわゆる「学童保育クラブ」は、所掌する機関の違いから教育委員会と市民福祉部でそれぞれの事業を進めておりますが、共通する事業内容が多くあります。

そこで両事業の関係者で構成する「放課後子どもプラン運営委員会」を24年度に設置し、さまざまな体験学習や文化活動を通して子供たちの自主性や創造力豊かな人間性の涵養を図るなど、総合的に放課後対策事業を推進してまいります。

生涯学習の均等な活動機会の提供についてであります。

生け花や文芸などに取り組む学習意欲があっても、乳幼児を抱えているために講座等に参加できない保護者を対象とした「子育てサロンクラブ」を開設し、今年度に整備された「こどものえき」を活用した臨時託児所を設け、多様な学習機会の提供に努めてまいります。

あわせて、育児ストレスや育児不安の悩みなどの解消に資するため、子育てに関する情報交換の場として活用し、子育て環境の整備・充実を図ってまいります。

芸術文化の振興と支援についてであります。

芸術文化協会に加盟する団体や吹奏楽グループなど、芸術文化関係団体の永続的な活動支援策として、団体などが所有する高額な楽器や機材等の更新などに係る費用の一部を助成する制度を新設し、にかほ市のさらなる芸術文化水準の向上と振興を図ってまいります。

みんなが楽しめるスポーツの振興についてであります。

「にかほ市スポーツ振興基本計画」に基づき、安全で快適な活動施設の提供を図るとともに、市体育協会、各競技団体を始め、地域スポーツクラブ等と連携を図りながら、子供からお年寄り、障がいを抱える方々も含めた、すべての市民が、多様な形でスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、支え合う社会づくりを目指してまいります。

また、スポーツイベント等の企画・誘致を積極的に進め、スポーツ関係団体のみならず商工会や観光協会等の関係団体とも連携し、市民の積極的な参加を呼びかけ、地域活性化に取り組んでまいります。

国の記録選択無形民俗文化財についてであります。

文部科学省の文化審議会は、にかほ市と由利本荘市に伝わる八番楽を、「鳥海山北麓の獅子舞番楽」の名称で国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択するよう、文化庁に答申しております。

八番楽のうち、にかほ市は、鳥海山小滝番楽、鳥海山日立舞（横岡）、伊勢居地番楽、釜ヶ台番楽、冬師番楽の五番楽が対象となっています。

これは、鳥海山の秋田県側北麓地域に特色ある多くの獅子舞番楽が傳承されていることが評価されたもので、今後、国の重要無形民俗文化財の指定に向けて、さらに詳しい調査を行うこととなります。

「活力ある産業のまちづくり」についてであります。

農業関連においては、主要施策を「農業基盤の整備」、「活力ある農村の再生」、「多様な担い手の育成・確保」、「複合経営の推進」、「市場性の高い産地づくり」、「循環型農業の推進」、「地産地消の強化と農業の六次産業化の推進」の六つの柱を位置づけ、それぞれの分野別に具体策を定めて取り組んでまいります。

主な取り組みとして、農業生産条件の不利を補うための「中山間等直接支払交付金」を始め、農村の活性化を進める「にかほ市交流協議会」や「グリーンツーリズム推進協議会」を主体とした取り組みにより、地域の活性化を目指してまいります。

また、「就農アドバイザー」や「未来農業のフロンティア育成研修事業」、集落営農組織の法人化への取り組みに対する「集落営農法人支援事業」、担い手の経営能力向上や積極的な活動を支援するための「担い手育成総合支援事業」などの実施により、農業基盤の強化に努めてまいります。

複合経営の推進については、機械や施設に対する県の補助事業「あきたを元気に、農業夢プラン実現事業」に、市のかさ上げ助成も含めて支援してまいります。

転作田での湿害防止対策については、県補助事業の「戦略作物高収量・高品質実現排水強化支援事業」にも市でかさ上げ助成し、支援と活用の拡大を図ってまいります。

次に、米の産地間競争に打ち勝ち、販売力の高い産地化に向けて「土づくり実証米」の取り組みなど「資源循環米生産体制支援事業」により支援してまいります。

また、農薬の低減や無農薬の取り組みの拡大、菜種栽培による循環型農業の「菜の花地域循環モデル推進事業」なども推進してまいります。

次に、地産地消の強化と農業の六次産業化の推進についても、活動組織のレベルアップや商品開

発を支援するために「担い手育成総合支援事業」により取り組んでまいります。

林業についてであります。

「森林資源の整備」については、「森林・林業再生プラン」に基づき、森林所有者が森林整備に取り組みやすい環境を整備するため、森林経営計画に沿った間伐等の推進やコスト削減のための路網の改良等に支援してまいります。

また、被害が拡大傾向にあります「ナラ枯れ被害」については、予防と駆除の二段階で防除対策を講じてまいります。

資源を生かした水産業の推進についてであります。

水産業については、引き続き、アワビの稚貝放流などにより「つくり育てる漁業」を継続するほか、漁業者の経営資金の円滑化、漁獲共済の加入促進を図り、漁業経営の安定化を支援してまいります。

漁場等の整備については、地域水産物供給基盤整備事業により、各漁港の機能保全に努めてまいります。

また、象潟漁港については、漁港施設機能の適正な整備を図るため、漁港管理者である秋田県と協議してまいります。

活力ある商工業の振興についてであります。

これまで実施してきた、中小企業の人材育成を目的とした「企業人材育成支援事業」、商店街活性化のための「商工会共通商品券事業」や「出前商店街事業」に対して、引き続き支援してまいります。

また、24年度より、新たな成長産業の創出・育成を目的に、一次あるいは二次産業など、地域の多様な強みや特性・潜在力を発掘し、にかほ市固有の資源として磨き上げ、事業化を目指したいと考えております。

また、これと並行に、中小企業の規模拡大に向け、海外展開による後進国の市場開拓も促進させたいと考えております。

これら事業の推進に当たっては、産学官連携や金融機関などからの協力も得て、地域の力を結集した取り組みにしたいと考えております。

魅力ある観光の促進についてであります。

25年10月から12月まで、秋田県で開催される大型観光企画「デステネーションキャンペーン」の実施主体である推進協議会が発足しました。

今後は、「秋田・由利」など各地域部会を立ち上げて、地域資源を生かした観光ルートやイベントの開催など、地域全体の取り組みを検討し、協議会の事業に反映してまいります。

同時に、にかほ市観光協会や観光関連団体等と行政が連携しながら誘客促進を図ってまいります。

また、本市の観光客受け入れ体制や、観光素材を生かした着地型観光商品の造成と売り込みなど、観光振興を図るために、経験のある方を観光アドバイザーとして観光課内に配置し、交流人口の拡大などに努めてまいります。

「人と情報が交流するまちづくり」についてであります。

宮城県松島町との間に締結した「夫婦町」は、昭和 62 年 8 月の調印から 25 周年を迎えることから、『銀婚式』として記念式典を 8 月 6 日に松島町で開催します。

式典では、松島町より市議や自治会長を始めとする市民のほか、昨年の東日本大震災に対する見舞金を贈呈された団体や個人など 100 名ほどが招待を受ける予定であり、これまでの交流を振り返りながら、さらにそのきずなを深めようとするものであります。

また、この記念式典のほかにスポーツ交流などが計画されており、年度間を通した記念事業が行われる予定であります。

国際交流の推進についてであります。

これまでに実施してきた国際交流・国際理解活動を積極的に支援し、活動の底辺拡大を図り、国際化時代にふさわしい創造性豊かな人材の育成を推進してまいります。

男女共同参画社会づくりの推進についてであります。

男女共同参画社会の実現を目指して策定された「にかほ市男女共同参画計画」に基づき、真に豊かで生きがいのある男女共同参画社会となるよう、引き続き、各分野において積極的な意識啓発に努めます。

「協働と自立のまちづくり」についてであります。

町内会やボランティア団体など市民有志で組織する自主的な団体や個人が、みずから進んで取り組む地域づくり事業「夢いきいき 21 マイタウン事業」を継続し、地域の活性化や振興を図ります。

また、コミュニティの増進や地域力を高めるために、自主的に活動する自治会・町内会活動の育成・支援として、地域振興事業の取り組みを検討してまいります。

それでは、最近の市政について報告いたします。

新卒者等の雇用状況であります。

今春、高校卒業見込みの管内子弟における就職状況は、就職を希望している管内の生徒は、1 月末現在 69 名に対し、内定者は 66 名となっております。

内定者の内訳は、県内企業 45 名のうち、市内企業への内定者は 31 名であります。（県外内定者 21 名）

全体の内定率は 95.7%で、前年同期の 92.9%を上回っております。

未内定者 3 名についても、ハローワーク本荘など各関係機関と連携しながら就職支援に努めてまいります。

12 月の有効求人倍率は、県平均が 0.04 ポイント上昇し 0.62 倍、ハローワーク本荘管内では 0.02 ポイント上昇して 0.48 倍であり、県平均より 0.14 ポイント下回っております。

次に、共同受注システム構築事業についてであります。

国の緊急経済対策の一環として行われた「ふるさと雇用再生臨時対策事業」を活用して、21 年度より実質 2 年半にわたり取り組んできたこの事業は、23 年度をもって終了します。

これまで、事業実施の主体となった商工会を始め、受注の受け皿となる合同会社や受注事業会、行政による事業推進委員会を組織し、事業化の実現を共通の目標として取り組んでまいりました。

当事業の成果としては、累計雇用者数 21 名、営業訪問先は、関東、東北を始め、遠くは静岡、大

阪まで足を伸ばしております。

訪問した企業数は333社、訪問回数は741回を数え、これにより得意先となった企業は53社、受注金額は7,440万円となっております。

なお、商工会臨時職員として当事業に取り組んだメンバーについては、他の業種を希望する2名を除き、全員が市内の製造業から引き合いがあり、当事業で得た経験を地域の中で生かすことになりました。

次に、市税の状況について申し上げます。

1月末における調定額は、個人市民税が9億7,650万円、法人市民税が1億2,840万円、固定資産税が14億9,160万円となっております。

次に、平成24年度の市税の予算についてであります。個人市民税が10億3,540万円、法人市民税が1億2,170万円、固定資産税13億3,410万円と見込んでおります。

個人市民税においては、給与所得の増と扶養控除廃止等により、対前年度当初比で12.5%（約1億1,500万円）の増、法人市民税については、円高の影響と法人税率の改正等により、対前年度当初比で12.3%（約1,700万円）の減と見込んでおります。

固定資産税については、宅地の価格下落及び建物の経年補正並びに新規設備投資の減少等により、対前年度当初比で7.3%（約1億460万円）の減、市税全体では、市たばこ税の増などにより0.5%（約1,470万円）の増と見込んでおります。

地域福祉計画の策定についてであります。

昨年12月9日に地域福祉計画策定委員会から素案を提出していただき、同15日から今年1月13日までの約1ヵ月間、パブリックコメントを実施しております。

本定例会に提案しております「総合発展計画後期基本計画」を補完する計画として3月中に完成させ、その概要については広報及びホームページで紹介し、機会あるごとに周知してまいります。

次に、フッ化物洗口事業についてであります。

今年度、むし歯予防対策として、保育施設の年長児と小中学校の児童生徒を対象にフッ化物洗口事業を推進してまいりました。

関係者等と協議を重ね、学校歯科医による教職員や保護者への説明会を実施し、年度内に市内すべての小学校で事業が開始される見込みであります。

また、2校の中学校においては保護者への説明会を終了し、実施に向けて協議中であります。

保育園等の年長児に対しては、小学校の入学説明会で保護者へ事業の説明を実施しております。

次に、インフルエンザの流行についてであります。

秋田県感染症発生情報によりますと、1月末、由利本荘管内では一定点当たり29.0人で注意報が出されておりましたが、2月に入り74.17人となり警報が発令されております。

インフルエンザ等集団風邪の発生を見ますと、2月20日現在で、市内保育施設及び小学校から高校までの学級閉鎖等は、学級閉鎖が16、学年閉鎖が20となっております。

現在、管内のインフルエンザの特徴として小児に多い傾向であります。

高齢者世帯等の除排雪・屋根の雪下ろしについてであります。

独り暮らし、高齢者等世帯の玄関から道路までの除雪は、自治会による除排雪等支援チームで支援しております。

今年度は、これまで43チームが結成され、12月から除雪活動が展開されています。

また、新規事業の「屋根の雪下ろし等」は、問い合わせが6件あり、これまでの利用者は4件となっています。

老人憩の家の無償譲渡についてであります。

にかほ市第二次行財政改革大綱に基づき、老人憩の家や農業施設等、市の所有する施設のうち、限られた地区の住民しか使用せず、かつ建設目的が果たされた施設は、地域で施設を管理運営してもらえるよう、該当する自治会と無償譲渡の協議を継続しております。

このうち金浦地域では、六町内の「さくら荘」、赤石の「赤石館」、飛の「なぎさ荘」、象潟地域では、洗釜・砂山の「ぐみの木会館」について、各自治会長から無償譲渡を受けたいとの申し出がありました。

次に、介護保険料についてであります。

24年度から16年度までの第五期介護保険事業計画及び介護保険料は、3月末に予定されている本荘由利広域市町村圏組合議会の議決を経て確定することになりますが、介護保険料の月額基準額は、現在の4,170円から990円増の5,160円となる見込みであります。

24年産米の配分方針についてであります。

24年産米の生産数量目標は、昨年12月27日に県より生産数量目標が示されましたが、米の作付数量で1万1,291トン、面積に換算して約2,005ヘクタールとなり、昨年よりも約27ヘクタールの減少となります。

国から秋田県への米の生産数量目標は前年比0.7%増加しておりますが、本市においては、県内で最も転作率が低く設定されていることから、県内の市町村間の転作率の格差を、昨年度から3年かけて縮小するルールに従い、生産数量目標が減少したものであります。

これらの情報を踏まえ、今月13日に「にかほ市農業再生協議会」を開催し、農家への配分方針を決定しておりますが、転作率にして、昨年の35.0%から35.7%と、昨年に比べ0.7%拡大することになります。

米の作付数量がさらに減少することから、中心となる担い手による戦略野菜や花きの拡大、集落営農や農業生産法人による複合作物の取り組み支援、遊休農地の再活用など、米以外の作物の拡大による所得確保を後押しするよう、「産地資金」の活用用途を決定しております。

今後の農政についてであります。

新規就農対策では、就農を目指して1年ないし2年の農業研修を受ける方や、新規就農者の営農開始後、最長5年間を対象に、それぞれ一人当たり年額150万円を給付する制度が開始されることとなります。

これを受けて、国の新制度の周知とともに、新規就農希望者の掘り起しや誘導、相談窓口の開設などを進めてまいります。

また、土地利用型農業の大規模化に関する政策では、離農を考えている方への一時金交付制度が

新たに設けられ、地域の中心となる担い手への農地集積の加速化を後押しする内容となっております。

これは単に、農地の権利移動を行えば交付金の対象となるものではなく、各集落等の主体的な考え方のもとに、中心となる担い手の位置づけや農地の集積計画などを盛り込んだ「人・農地プラン」を市町村が策定し、プランに基づいた農地集積に対し、農地の出し手、受け手に交付金が交付されるものであります。

現在、「プラン」策定のために各集落等との話し合いを進めるための準備を進めております。

次に、農業法人についてであります。にかほ市内では、現在2つの集落営農組織が法人化し活動しておりますが、さらに一組織が今年度中の法人化に向けて準備をしております。

集落営農については、営農活動のみならず、集落機能の維持を図る上でも重要な位置づけとして、今後も持続的な営農展開ができるよう、法人化の推進を図ってまいります。

また、民間企業が出資に加わり、市内農業者と手を組んで農業法人を設立し、市内の農地を拠点として2つの法人が活動を始めており、現在も新たに相談に見えるケースもあります。

企業が加わった農業法人については、従来型の農業構造とは異なる経営感覚で、農産物の生産活動のみならず、企業の強みを生かした加工、販売ルートの確立や、いわゆる農業の六次産業化など、新たな特産品開発や雇用の場の創出などにつながることも期待できると考えます。

仁賀保高原サイクリングロードの譲渡についてであります。

サイクリングロード施設は、秋田県から指定管理者の指定を受けて管理運営をしておりますが、県の行財政改革大綱に基づく譲渡対象になっていることから、譲渡について協議してまいりました。

独自の判断で有効活用ができ、また、安全面などの要望に対する全面改修を県が実施することから、無償譲渡を受けることにしました。

次に、白瀬顕彰事業についてであります。

平成21年8月に秋田市のアルヴェで開催された「県民集会」を皮切りに、県内はもとより全国において企画展示や講演会等を実施し、「白瀬南極探検隊」と「にかほ市」を発信してまいりました。

1月28日には「第45回白瀬中尉をしのぶ集い」（雪中行進）と「白瀬・南極フェア」、さらには「百周年記念事業」を合同で実施、また、大和雪原到達百周年記念式典においては、東京の国立極地研究所に百周年記念モニュメントを設置し、除幕を行っております。

また、白瀬隊がオーストラリアにおいてお世話になった「ディビット教授」のひ孫のトニー・ゴドフリースミスさんの講演や県民ミュージカル「白瀬中尉物語」は、多くの方々から好評を得ました。

また、南極OB会、国立極地研究所、百周年実行委員会の共催で、東京の一橋記念講堂において、2月25日、26日の2日間にわたり、国際講演会や白瀬百周年の企画展示等を予定しております。

これら顕彰事業は平成21年度から3ヵ年の間に実施してまいりましたが、この「国際講演会」が最後の事業となります。

フェアライト子ども科学館事業についてであります。

毎年実施しております「発明工夫・未来科学の夢絵画展」では、市内各校から1,115点の作品展が

あり、特に、秋田県発明工夫展に出品した12点のうち4点が入賞し、1点が全国展へ出展されております。

また、今年度2回目となる、小学生によるロボット競技「WRO秋田県中央地区予選会」では、上位2チームが全国大会へ出場しました。

全国大会では、院内小学校のチームが小学生部門の第6位となり、審査員特別賞も受賞しております。

なお、2月19日には、平成10年10月オープン以来13年4ヵ月で、入館者は70万人を達成しております。

次に、インターハイ実行委員会の解散についてであります。

去る1月31日、にかほ市実行委員会第3回総会を開き、事業報告並びに収支決算の承認をいただき、実行委員会を解散しております。

大会期間中、選手・役員応援団等を含め7,500人以上の方々が来場されております。

また、サッカー競技のほか、由利本荘市が競技会場となったソフトボール男女、ヨット競技の関係者も含め、にかほ市内への宿泊数が延べ5,275人、宿泊金額で4,800万円を超えており、このほかにも相当額の経済効果があったものと考えております。

東北総合体育大会の開催についてであります。

平成24年度の東北総合体育大会（ミニ国体）は、開催県が秋田県となっており、仁賀保グリーンフィールド・TDK秋田総合スポーツセンターサッカー場を会場に、少年男子と成年男子、女子の3種別のサッカー競技が8月9日から12日までの期間で行われます。

東北各県から18チーム、約300人の監督・選手が訪れることとなります。

最後に、ガス事業についてであります。

熱量変更事業に係る繰延資産の償却が終了することから、ガス料金の総原価の見直し等を行い、適正な価格を反映するための「公営企業運営審議会」の審議を経て、東北経済産業局と協議を重ねてまいりましたが、このたび内示がありました。

ガス料金の改定率は14.03%、標準的家庭（18立方メートル）の月間ガス料金は508円の負担増となる見込みであります。

また、生活保護世帯等については、特別措置として、前回同様6ヵ月間は旧料金で対応してまいります。

新料金の実施日は平成24年4月1日を予定しておりますが、市民への周知等を図るための地区説明会、広報、折り込みチラシ、ホームページへの掲載等を実施し、さらに市民への理解を得たいと考えております。

以上で市政報告といたします。

●議長（佐藤文昭君） これで市政の基本方針説明及び市政報告を終わります。

所用のため11時10分まで休憩といたします。

午前11時02分 休 憩

午前11時11分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第2号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第50、議案第48号平成24年度にかほ市水道事業会計予算についてまでの47件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

朗読を省略しまして、当局からの報告及び提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、今定例会に提案しております議案の要旨について御説明をいたします。

議案第2号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として、新たに笹森恵美子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

議案第3号、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として、新たに佐々木由佳子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

議案第4号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定でございます。市から出資等を受けた法人及び市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者についても、公共性にかんがみ、情報の公開を推進するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第5号にかほ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。語学指導を行う外国語指導助手等について、このたび総務省から地方公務員法第3条第3項の規定に基づく特別職の非常勤職員であるとの見解が示されたことから、これを踏まえて特別職非常勤職員とすべく、条例の一部を改正するものであります。

議案第6号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。依然として厳しい地域経済情勢にかんがみ、市長、副市長及び教育長並びに企業管理者の給与をさらに今年4月1日から来年3月31日までの1年間、減額する期間を延長するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第7号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定でございます。金浦老人憩の家「さくら荘」等、4施設の用途廃止に伴い、にかほ市老人憩の家条例の一部を改正するものであります。

議案第8号にかほ市暴力団排除条例制定についてでございます。本条例は、市と市民及び事業者が一丸となって暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保と市における事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、条例を制定するものであります。

議案第9号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定でございます。上坂簡易水道と釜ヶ台簡易水道の統合に伴い、給水区域等の区分に変更が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号にかほ市戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業分担金徴収条例制定についてでございます。県が実施する戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業の実施に伴い、受益者から分担金を徴収するための条例を制定するものであります。

議案第11号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定でございます。道路法施行令の一部改正により、道路占用料の見直しが行われたことに伴い、本市においても改正する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定でございます。公営住宅法及び公営住宅法施行令の一部改正が平成24年4月1日から施行されるのに伴い、本市においても改正する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定でございます。下水道法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、本市においても改正する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号にかほ市招致外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例制定でございます。議案第5号で説明いたしましたが、外国語指導助手を特別職非常勤職員として任用するため、本条例を廃止するものであります。

議案第15号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定でございます。ガス事業の経営の健全化と安定供給を図ることを目的に料金改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号にかほ市総合発展計画基本構想及び後期基本計画の策定についてでございます。にかほ市総合発展計画基本構想及び後期基本計画の策定に当たり、にかほ市議会基本条例第12条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについてでございます。冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画において、飲料水の安定した確保を目的とした簡易水道施設整備事業の追加により、事業の変更をするものでございます。

議案第18号市有財産の無償譲渡についてでございます。金浦老人憩の家「さくら荘」を廃止し、金浦六町内会に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第19号、同じく市有財産の無償譲渡についてでございます。赤石老人憩の家「赤石館」を廃止し、赤石自治会に無償譲渡するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号、同じく市有財産の無償譲渡についてでございます。飛老人憩の家「なぎさ荘」を廃止し、飛自治会に無償譲渡するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号、同じく市有財産の無償譲渡についてでございます。洗釜老人憩の家「ぐみの木会館」を廃止し、洗釜、砂山両自治会に無償譲渡するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号あらたに生じた土地の確認についてでございます。平成11年度から17年度に地域水産物供給基盤整備事業により、にかほ市金浦字塩焚浜地先の公有水面を漁港施設用地として埋め立てたことにより、新たに生じた土地について確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号あらたに生じた土地の確認についてでございます。平成19年度から20年度に地域水産物供給基盤整備事業により、にかほ市金浦字港嶋21に隣接する公有水面を輸送施設用地として埋め立てたことにより、新たに土地が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号、同じくあらたに生じた土地の確認についてでございます。平成22年度に地域水産物供給基盤整備事業により、にかほ市平沢字上町42に隣接する公有水面を係留施設用地として埋め立てたことにより、新たに土地が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号字の区域の変更についてでございます。平成18年4月に公有水面埋め立て工事の竣工認可により市の区域に新たに土地が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号、同じく字の区域の変更についてであります。平成21年4月に公有水面埋め立て工事の竣工認可により市の区域に新たに土地が生じたので、地方自治法に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号、同じく字の区域の変更についてでございます。平成23年8月に公有水面埋め立て工事の竣工認可により市の区域に新たに土地が生じたので、地方自治法の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

議案第28号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについてでございます。簡易水道事業の運営のため、平成24年度にかほ市一般会計から同特別会計に3,500万円を限度に繰り入れするものであります。

議案第29号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについてでございます。公共下水道事業の推進のため、平成24年度にかほ市一般会計から同特別会計に5億5,800万円を限度に繰り入れするものであります。

議案第30号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてでございます。農業集落排水事業の運営のため、平成24年度にかほ市一般会計から同特別会計に2億2,100万円を限度に繰り入れするものであります。

議案第31号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,095万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億8,194万4,000円とするものであります。

歳入の主なものとしては、市税では、実績見込みにより個人の滞納繰越分を330万円、固定資産税の滞納繰越分を600万円、市たばこ税を4,000万円それぞれ増額計上しております。国庫支出金では、制度改正により、子ども手当負担金を7,166万円、事業費の変更により都市計画費補助金を2,686万円それぞれ減額し、市町村合併推進体制整備費補助金に2,253万6,000円を増額、消防救急無線デジタル化整備事業への消防防災通信基盤整備費補助金4,000万円を追加計上しております。県支出金では、事業実績見込みにより、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金を2,418万9,000円減額計上しております。市債については、消防債に消防救急無線デジタル化整備事業として2億3,640万円を追加計上しております。

次に、歳出の主なものとしては、総務費では、秋田県町村土地開発公社の解散により借入金の繰

上償還として1億3,487万円を追加計上しております。民生費では、制度改正に伴い、子ども手当を6,794万9,000円、対象者の減少等により児童扶養手当を1,506万6,000円をそれぞれ減額計上しております。農林水産業費では、地域水産物供給基盤整備事業負担金に810万円を増額し、暗渠排水排水路等を整備する戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業負担金1,882万5,000円を追加計上しております。商工費では、中小企業振興資金利子補給に1,387万2,000円、保証料等の確定により、中小企業振興資金保証料補助金に1,324万7,000円、それぞれ追加計上しております。消防費では、歳入でも申し上げましたが、消防救急無線デジタル化整備事業の設計管理委託料、工事費あわせて2億9,093万5,000円を追加計上しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、財政調整基金から3,387万9,000円を繰り入れし、行うものであります。

また、繰越明許費の補正9件については、予定事業の年度内完成が見込めないことから、翌年度へ予算の繰越をするものであります。

次に、議案第32号平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,201万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億476万8,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳入では、国・県支出金等の確定による減額、歳出では、共同事業拠出金等の減少により減額補正するものであります。

議案第33号平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,791万9,000円とするものであります。

主な補正内容は、診療収入の増加、基金繰入金の減少等により増額補正をするものであります。

議案第34号平成23年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ223万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,817万2,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳入では、保険料、保健基盤安定繰入金の増加、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増加等により増額補正をするものでございます。

議案第35号平成23年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ922万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,146万3,000円とするものであります。

主な補正内容は、釜ヶ台地区簡易水道施設整備事業の事業費の確定により減額補正するものであります。

議案第36号平成23年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ328万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,322万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費の減額及び管渠管理委託料、処理場管理委託料等の確定により減額補正するものであります。

議案第 37 号平成 23 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 625 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,326 万 1,000 円とするものであります。

主な補正内容は、百目木地区処理場処理施設機能強化事業の事業費の確定により減額補正をするものであります。

議案第 38 号平成 23 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）についてでございます。収益的収入及び支出について、ガス事業収益予定額に 1,430 万円を追加し、収益的収入の総額を 4 億 4,714 万 1,000 円とし、ガス事業支出予定額に 1,390 万円を追加し、収益的支出の総額を 5 億 9,674 万 5,000 円と定めるものであります。内容は、ガス売上げの増額及び、これに関連し、原料購入費の増額であります。また、資本的収入及び支出について、資本的収入予定額から 915 万 5,000 円を減額し、資本的収入の総額を 5,418 万 3,000 円とし、資本的支出予定額から 907 万円を減額し、資本的支出の総額を 1 億 1,077 万 3,000 円と定めるものであります。

主な内容は、公共下水道事業に関連するガス管入れかえ工事等の精査による減額でございます。

議案第 39 号平成 23 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）についてでございます。資本的収入及び支出について、資本的収入予定額から 2,642 万円を減額し、資本的収入の総額を 1 億 605 万 4,000 円とし、資本的支出予定額から 1,975 万 7,000 円を減額し、資本的支出の総額を 2 億 8,122 万 4,000 円と定めるものであります。

補正の主な内容は、公共下水道事業に関連する水道管入れかえ等工事等の精査による減額であります。

議案第 40 号平成 24 年度にかほ市一般会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額を対前年度当初比 5.2%減の 126 億 3,300 万円と定めるものであります。

歳入の主なものとしては、市税が年少扶養控除の廃止により対前年度当初比 0.5%増の 27 億 1,109 万 5,000 円、地方交付税は前年度と同額の普通交付税 49 億円、特別交付税 2 億円を計上しております。国庫支出金では、子ども手当負担金に 2 億 9,414 万 4,000 円、社会資本整備総合交付金に 2 億 7,125 万 8,000 円など、対前年度当初比 10.9%減の 12 億 5,649 万 1,000 円を計上しております。県支出金では、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業の終了、緊急雇用創出臨時対策基金事業の縮減などにより、対前年度当初比 32.9%減の 8 億 2,674 万 5,000 円を計上しております。市債については、消防救急無線デジタル化事業の実施により、消防債が前年度当初比 1 億 7,510 万円増加するものの、地域振興基金積み立ての終了により総務債が 2 億 8,000 万円減少し、市債全体では対前年度当初比 3.1%減の 12 億 9,520 万円を計上しております。

次に、主な歳出についてでございますが、総務費では、住基システム改修委託料に 1,650 万 6,000 円などを計上しております。民生費では、子ども手当に 4 億 2,366 万円、保育所運営費負担金に 6 億 8,579 万 3,000 円、一部市単独事業として実施している福祉医療費に 2 億 2,450 万円などを計上しており、衛生費では、新ごみ処理施設建設に向けて生活環境影響調査業務委託料に 3,451 万 4,000 円などを計上しております。農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金に 1 億 3,823 万 3,000 円、地域水産物供給基盤整備事業負担金に 2,916 万円などを計上しております。土木費では、市道

新設改良等工事費に1億5,900万円、まちづくり交付金事業の委託及び工事費にあわせて8,520万円、昨年度に引き続き住宅リフォーム支援事業補助金に1,600万円などを計上しております。消防費では、歳入でも申し上げましたが、消防救急無線デジタル化整備事業の設計委託料と工事費あわせて1億5,500万円、避難場所・避難路等整備に調査委託料と工事費あわせて6,200万円などを計上しております。教育費では、仁賀保公民館耐震化改修工事に1億1,450万円、象潟公民館耐震化改修工事に1億7,329万円、仁賀保勤労青少年ホーム改修工事に3,330万円などを計上しております。また、公債費には、任意の繰上償還金1億7,963万円を含む、対前年度当初比6.7%減の18億9,032万2,000円を計上しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、財政調整基金から1億2,000万円を繰り入れして行っております。

次に、議案第41号平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についてでございます。歳入歳出予算の総額を対前年度当初比0.2%減の30億3,755万8,000円といたしました。

なお、被保険者数を7,300人と見込んでおります。

議案第42号平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についてでございます。歳入歳出予算の総額を対前年度当初比5.3%増の7,900万円といたしました。

予算総額が増額となりましたのは、診療収入、繰越金の増加を見込んだものであります。

議案第43号平成24年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額を対前年度当初比11.3%増の2億6,452万7,000円といたしました。

なお、被保険者数を4,657人と見込んでおります。

議案第44号平成24年度にかほ市簡易水道特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額を対前年度当初比23.3%減の7,458万2,000円としました。

予算総額が大幅に減少となりましたのは、主に釜ヶ谷地区簡易水道事業の事業費の減少によるものであります。

議案第45号平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額を対前年度当初比2.9%減の10億4,519万1,000円としました。

予算総額が減額となりましたのは、主に面整備工事等の事業量の減少によるものであります。

議案第46号平成24年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額を前年度当初比27.1%減の3億9,121万9,000円といたしました。

予算総額が大幅に減額となりましたのは、百目木地区処理場処理施設機能強化事業の終了によるものであります。

議案第47号平成24年度にかほ市ガス事業会計予算についてでございます。供給戸数を5,716戸、年間総供給量を270万1,278立方メートルと定め、収益的収入及び支出予定額については、ガス事業収益を5億1,719万6,000円、ガス事業費用を4億9,813万2,000円とし、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入を5,972万6,000円、資本的支出を1億3,592万7,000円と定めるものであります。

主な建設改良事業として、公共下水道事業関連ガス管入れかえ事業、経年管入れかえ事業等を行

うものであります。

議案第48号平成24年度にかほ市水道事業会計予算についてでございます。供水戸数を1万113戸、年間総給水量を386万2,826立方メートルと定め、収益的収入及び支出予定額については、水道事業収益を4億6,728万4,000円、水道事業費用を4億5,074万1,000円とし、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入を1億233万8,000円、資本的支出を2億3,566万9,000円と定めるものであります。

主な改良事業として、公共下水道事業関連配水管入れかえ事業及び石綿管入れかえ事業等を行うものでございます。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるようお願いをいたします。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 次に、担当部長から主な項目について補足説明をお願いします。

始めに、議案第2号及び第3号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 人権擁護委員推薦候補者の履歴は、お手元に配付した資料のとおりでございます。特に補足説明はございません。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第4号から第6号について、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、議案書の3ページからになります。議案第4号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

本条例は、市政に関する知る権利の尊重、それから行政情報の開示請求権を保障し、公正で開かれた市政の一層の推進を図ることを目的としているものでございます。

改正案といたしましては4ページにありますとおり、本条例中に、第25条、出資法人等の情報公開に係る条項を新たに加えるものでございまして、にかほ市が出資している法人及び市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者についても、出資等の公共性にかんがみ、情報の公開を行うように努めるとともに、市も出資法人等に対して指導に努めなければならないということを定めたものでございます。

続きまして、5ページでございます。議案第5号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

外国語指導助手ALTにつきましては、議案第14号で廃止予定のにかほ市招致外国青年の給料及び旅費に関する条例の規定によりまして、これまで給料等を支給してきたところでございますが、先ほどの市長からの説明にもありましたように総務省等の通知に基づきまして特別職非常勤職員として任用すべく、各任用自治体に対して条例や要綱等を整備するよう通知を受けたところでございます。

特別職非常勤職員として任用する理由といたしましては、外国語教育の補助または国際教育の補助を行うという特定の学識経験を要する職であること。また、補助的な業務を担当して任期が原則1の以内の職であること。また、学校私費負担非常勤講師の場合も同様でございます。地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職の非常勤職員として、6ページの表にありますとおり、その報酬額

を条例の別表中に加えるものでございます。平成24年4月1日からの施行となります。

続きまして、7ページでございます。議案第6号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

市長などの特別職の給料につきましては、給料支給額の特例に関する条例の規定によりまして平成21年4月から本来の給料月額を10%減額して支給されているところであります。この減額の特例期間を平成25年3月31日まで引き続き1年間延長するための条例の一部改正でございます。これによりまして、市長の給料月額は81万6,000円から8万1,000円を減額して73万5,000円、副市長は62万5,000円から6万2,000円減額の56万3,000円、教育長は55万7,000円から5万5,000円減額の50万2,000円となります。なお、年間では約304万円ほどの削減額となるものでございます。これにつきましても、平成24年4月1日からの施行となります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第7号から第9号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 議案第7号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

この一部改正につきましては市長が市政報告でも述べておりますが、議案第18号から第21号にありますように金浦老人憩の家「さくら荘」、赤石老人憩の家「赤石館」、飛老人憩の家「なぎさ荘」、洗釜老人憩の家「ぐみの木会館」を各自治会に無償譲渡するための用途廃止でございます。にかほ市老人憩の家条例からこの4ヵ所を削除するものでございます。

次に、議案第8号にかほ市暴力団排除条例制定についてでございます。

本条例制定の背景でございますが、秋田県では平成23年3月14日に秋田県暴力団排除条例を制定、同年7月1日から施行し、暴力団排除の取り組みの強化を図っています。今後、地域社会からの暴力団排除を進めていくには県と各市町村が相互に連携して全县をあげて取り組む必要があることから、本市においても本条例を制定し、暴力団排除の姿勢を強く示すこととしたものです。市条例案では、県条例と共通の基本理念を定め、市及び市民、事業者、警察署、関係機関等が一体となって暴力団排除を推進することなどを想定し、安全で安心な社会の実現を目指すものです。

次に、議案第9号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

統合簡易水道整備事業によりまして整備を進めておりました釜ヶ台地区簡易水道につきましては、計画どおり今年度事業が完了し、給水が可能となったことから、条例に規定されております釜ヶ台簡易水道と上坂簡易水道を統合し、釜ヶ台簡易水道とするための条例改正を行うものでございます。

15ページの改正の内容でございますが、別表第1（第2条関係）仁賀保地区の表中の上坂簡易水道の表を削除しまして、上坂簡易水道の給水区域を釜ヶ台簡易水道の給水区域へ組み入れるものです。また、これまで給水区域を地番まで表現しておりました区域については、今回の改正により「一部」と表現を変えております。なお、施行期日は4月1日からとするものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第10号から第13号について、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 議案第10号については、秋田県県営戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業に要する経費について、地方自治法第224条の規定に基づき分担金を徴収するため、条例を制

定するものであります。

この事業については、国の平成23年度第三次補正及び第四次補正によるもので、転作田での暗渠排水工事を秋田県が事業主体となり実施するものですが、事業実施経営体が延べ14団体、暗渠対象面積を約55ヘクタール、その他補助暗渠、排水路の工事を計画しております。平成24年度に工事を施工するものであります。

条例第3条に分担金の額の規定がございますが、国の基本的な補助率は50%、県が27.5%、市が10%で、受益者の負担金は12.5%となります。ただし、中山間地については7.5%となっております。関連予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第11号でございます。都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による道路施行令の一部が改正されております。改正の概要としては、これまで高速自動車道や自動車専用道路の区域に限って設置が認められていた食事施設等を、これらの道路以外の区域においても許可対象としたことや、特定都市道路の上空に設ける建築物等の対象物件への追加などを行ったものでございます。これに伴い、道路施行令の所要の改正が行われ別表の一部が改正になったことから、にかほ市においてもそれに準じて徴収条例の別表を改正するものでございます。ただし、にかほ市においては現在のところ、これに該当する物件はございません。

次に、議案第12号であります。公営住宅法及び同施行令の改正に伴うもので、改正される内容としては、住宅の整備基準、入居収入基準が条例に委任され、また、入居資格の同居親族要件が法律の施行日にある平成24年4月1日で廃止され、全住居で単身入居が可能になりますが、単身入居について制限が必要な場合は条例で定めることとなっております。整備基準、入居収入基準は経過措置として平成25年3月31日まで整備されればよいこととなっておりますが、今回経過措置がない入居資格の同居親族要件について、市営住宅のほとんどが2LDKの世帯向けになっていることから、住居規模とのミスマッチを解消するため、また、現状どおり同居親族要件を残し、単身入居が可能な住宅は1LDKの住宅、また、個人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要があるものについても住宅を指定して単身入居を可能にするものでございます。

議案第13号でございます。これは下水道法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、下水道条例第10条の別表1に定める基準の15に、1,1-ジクロロエチレンの排出基準を1リットル当たり0.2ミリグラム以下から1ミリグラム以下に緩和するための条例でございます。

下水道条例第10条では、別表1に定める基準に適合しない下水道を接続して排除して公共下水道を使用するものは除外施設を設け、または必要な措置をしなければならいとされております。ちなみに、1,1-ジクロロエチレンとは、水より重く、常温では排気性のある無色透明の液体でありまして、主な用途は、家庭用としてはラップフィルムやハム・ソーセージを包装する業務用フィルムの原材料となる液体でございます。にかほ市においては使用している会社はございません。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後12時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より、市政報告について訂正の報告がありますので、これを許可します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 配付してあります14ページをちょっと御覧になっていただきたいと思えます。真ん中ほどに「固定資産税について」からありますが、ずっと行って「市税全体では」ということで、この隣の行の「0.6%」を「0.5%」に、それから括弧の中の「1,610万円」を「1,470万円」に訂正をお願いします。あわせて議事録の訂正もお願いします。（該当箇所訂正済み）

●議長（佐藤文昭君） それでは、次に議案第14号について、教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） 議案第14号については、議案第5号と密接な関連ある議案であります。先ほど総務部長のほうから補足説明が詳しくありましたので、私のほうからは補足ありません。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第15号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐藤俊文君） それでは、議案第15号について補足説明をいたします。

今回、別に補足資料を作成しておりますので、これで説明したいと思えますので、説明資料を御覧いただきたいと思えます。

1ページをお開きください。第24条の単位料金の調整であります。この原料費調整制度は、購入している原料、LNG、LPG費用が為替レートや原料価格等、外的要因により原料費の変動を迅速にガス料金に反映させるため、自動的にガス料金を調整する制度で、平成7年度に開始され、財務省の貿易統計資料をもとに毎月この計算式により算定され、調整しているものであります。今回の販売料及び原料使用料の数値によりまして、LNG換算値が0.001円変わっております。

第2項ですが、第1号に基準平均原料価格が示されております。これは平成23年8月から10月までのLNG及びLPGの貿易統計数値をもとに算定されたものであります。前回改定時のものを現在の水準にあわせたものに変更しております。

第2号ですが、平均原料価格の算定方式を示すとともに、その金額が基準平均原料価格の60%以上になった場合には上限が定められておまして、その60%の上限価格を10万5,820円にするというものであります。幾ら原料が上がってもこの上限価格を超えてはならないということで、超えることがないように定められているものであります。

2ページをお開きください。別表2の一般契約に適用する料金表ですが、ガス供給条例第22条から第24条関係であります。

3の料金表Aですが、3段階に設定されている料金表のABCの適用区分をあらわしております。20立方までの使用量に適用されるもので、(1)の基本料金を1ヵ月及びガスメーター1個につき税抜きで680円、税込みで718.2円。(2)の基準単位料金1立方につき、税抜きで191.74円、税込みで201.327円に改めるものであります。

4の料金表Bですが、同様に21立方から125立方までの使用量に適用されるもので、(1)の基本料金

を税抜きで784円、税込みで823.2円。3ページとなりますが、(2)の基準単位数料金を税抜きで186.74円、税込みで196.077円に改めるものであります。

5の料金表Cですが、126立方以上の使用量に適用されるもので、(1)の基本料金を税抜きで2,943円、税込みで3,090.15円。(2)の基準単位数料金を税抜きで169.47円、税込みで177.9435円に改めるものであります。

附則であります。(1)の施行期日については、平成24年4月1日を予定しております。2の生活保護世帯等についての特別措置ですが、全員協議会でも述べましたが、次のページに記載されています。アまたはイのいずれかに該当する使用者から申し出があったときは、平成24年9月30日までに属するものに限り、新料金表、旧料金表のいずれか少ない額で対応する旨の措置が定められています。今回も前回同様これらの具体的な取り組みについては、現在、アについて福祉事務所とイについて税務課と調整中であります。

4ページをお開きください。3の新条例の実施に伴う切りかえ措置ですが、日割計算等の措置が掲載されております。さまざまな事業規模の事業者がある中で、本市においても4月1日で全市一斉検針は難しいため、このような日割計算で対応することとしているものであります。以上で終わります。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第16号及び第17号について、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 議案第16号にかほ市総合発展計画基本構想及び後期基本計画の策定についてでございますが、皆様に既にお配りされていると思います。この後期基本計画につきましては、本日の提案に至るまでの過程あるいは本計画の内容につきまして、全員協議会あるいは先ほどの市長からの市政報告でも御説明申し上げたとおりでございますが、詳しい説明は省略させていただきますが、本計画は自治基本条例に基づきまして、より多くの市民、議会の御意見などの反映に努めたものとなっております。よろしくお願ひします。

それから、議案第17号でございます。34ページになります。冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについてでございますが、釜ヶ台地区の簡易水道の統合整備につきましては平成21年度から23年度までの3ヵ年で完成しております。しかし、東日本大震災のような大災害などによりまして水道施設が被害を受けると市民生活に重大な影響を与えるということから、非常用発電機の設置と上坂地区への円滑な応急給水活動を可能とする給水施設を設置するために、35ページになりますが、総合整備計画の簡易水道施設整備費に3,134万円を増額しまして、平成22年度からの全体事業費を3億5,974万5,000円に変更するものでございます。総務部関係は以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第18号から第21号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 議案第18号市有財産の無償譲渡についてでございます。

議案第7号にありましてとおり、金浦老人憩の家「さくら荘」の用途を廃止した後に六町内会に無償譲渡するものです。無償譲渡する財産は昭和50年3月に建築され、その後二度増築されたもので、床面積は227.78平方メートルとなっております。

次に、議案第19号市有財産の無償譲渡についてですが、これも同じく赤石老人憩の家「赤石館」の用途を廃止した後に赤石自治会に無償譲渡するものです。無償譲渡する財産は昭和52年8月に建築

され、その後一度増築されたもので、床面積は122.28平方メートルとなっています。

次に、議案第20号市有財産の無償譲渡についてですが、同じく飛老人憩の家「なぎさ荘」の用途を廃止した後に飛自治会に無償譲渡するものです。無償譲渡する財産は昭和54年12月に建築されたもので、床面積は171.04平方メートルとなっています。

次に、議案第21号市有財産の無償譲渡についてでございます。これも同じく洗釜老人憩の家「ぐみの木会館」の用途を廃止した後に洗釜自治会並びに砂山自治会に無償譲渡するものです。無償譲渡する財産は昭和59年11月に建築されたもので、床面積は165.21平方メートルとなっています。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第22号から第27号について、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 市長から提案説明されておりますので特に補足するところはありませんけれども、行政区の面積の変更についてでございます。地方自治法の規定では、議会での議決後に県知事に届け出を行いまして、県知事の告示をもって効力が発生することになっておりますが、権限移譲によって新たに生じた土地の確認事務がかほ市に事務委任されております。したがって、議会の議決後に市長が告示を行うことによって効力が発生し、その後、国土地理院がかほ市の面積に参入することとなります。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第28号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 議案第28号につきましては、特に補足することはございません。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第29号及び第30号について、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 両議案とも特に補足説明はございません。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第31号の歳入及び歳出について、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、議案第31号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の総務部関係につきまして補足説明をいたします。

補正の内容といたしましては、事務事業等が確定したことに伴う精算などが主な内容となっております。

7ページをお開き願いたいと思います。第2表の繰越明許費補正でございます。12月定例会で補正予算（第6号）で議決いただきました、山ノ田前川線道路改良工事の減額に伴う予算の組み替えによりまして、道路橋梁費4事業、それから国の三次補正・四次補正分3事業など、年度内完成が見込めない9事業、5億4,728万9,000円を24年度に予算を繰り越すものでございます。

9ページをお願いいたします。第4表、地方債の補正でございます。借り入れ限度額の変更が21事業でございます。うち、合併特例債によるものは、災害時非常用発電機整備あるいは林道整備、大森水岡線外防雪柵設置からまちづくり交付金事業までの4件、金浦中学校武道場整備の計7件、2億8,570万円となっております。

10ページになりますが、そのほか追加といたしましては、新規事業の消防救急無線デジタル化整備事業と、それから事業の廃止でございますが3件、以上の補正内容となっております。

13ページをお願いいたします。13ページ、歳入でございますが、市税につきましては、実績見込

みによりまして市税全体で4,970万円ほどの増額補正としております。

16ページをお開き願いたいと思います。14款2項6目総務費国庫補助金でございます。3庁舎の非常用発電機整備に市町村合併推進体制整備費補助金、合併補助金と申していますが、これを充てることとしております。今回2,253万6,000円の追加によりまして残額3,900万円が充てられることとなりまして、これによりまして合併補助金は3億9,000万円全額が交付されることとなります。

17ページ、次のページでございます。15款2項1目総務費補助金、マイタウン・バス運行維持費補助金265万5,000円でございますが、コミュニティバス5路線の運行にかかわる県補助金でございます。また、次の秋田県生活バス路線維持費補助金115万3,000円につきましては、羽後交通が主に国道沿線、本荘象潟間等を運行している赤字3系統分に係る県補助金でございます。補助対象事業費の確定に伴う補正計上でございます。

23ページでございます。21款市債でございます。第4表の地方債の補正で申し上げましたそれぞれその起債事業の変更あるいは追加、廃止等に伴いまして、総額で24ページにありますが2億790万円の増額補正となっております。

続いて歳出であります。25ページをお願いします。19節負担金補助及び交付金でございますが、一番下でございます、生活バス路線運行維持費補助金として県・市あわせた補助金として計1,311万6,000円を羽後交通株式会社に補助するものでございます。

26ページをお願いします。2款1項2目財政管理費、財政調整基金に64万6,000円を計上しております。補正後の財政調整基金の残高でございますが、14億6,092万4,000円となります。また、同じく4目財産管理費23節償還金利子及び割引料1億3,487万円でございますが、平成15年と16年に象潟中学校建てかえ用地取得にかかわる秋田県町村土地開発公社からの借り入れ分につきましては、公社の解散に伴いまして未償還分全額を繰上償還するものでございます。

52ページをお願いします。12款、52ページでございます。12款1項2目23節償還金利子及び割引料1,650万円の減額でございますが、前年度借り入れ分の確定によるものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、市民福祉部に関することは、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） それでは、13ページをお開きください。歳入です。13款1項2目1節106万8,000円の減額ですが、これは午ノ浜温泉、老人福祉センター等の震災の影響による年度初めの利用者の減少等によるものです。

14ページ、3目1節161万5,000円の増ですが、斎場使用料が市外からの人及び動物の火葬実績によるものです。また、望海霊園墓地使用料137万5,000円の増は、使用料の確定による実績分となっております。

15ページ、14款1項1目5節子ども手当負担金ですが、当初予算計上後、4月から9月まではつなぎ法により、10月から3月までは特別措置法、震災復興財源のからみで95.05%の交付ということで、過不足は翌年度で精算となったための減額であります。

17ページです。15款2項2目2節児童福祉費補助金のすこやか子育て支援事業補助金から延長保育促進事業補助金は実績見込みによる増減でございます。放課後子ども環境整備事業補助金、こどもの

えき設置事業補助金は、事業実績による減額でございます。震災に伴う保育料等減免事業補助金13万2,000円ですが、福島県から避難している幼児の保育料3人分の減免分で、12月補正の差額分と1・2月分となっております。4節の社会福祉費補助金349万3,000円のうち障害者自立支援臨時対策事業費補助金には、今年度導入した住基、税務など基幹システムのうち障害関係のシステムが本事業補助率10分の10の対象となるという旨の県の回答を受けたために、今回、歳入のみ計上するものであります。

18ページです。15款2項3目1節は、子宮頸がん等予防接種促進事業のうちヒブ、肺炎球菌の接種数の減による598万円の減額と、妊婦健康診査受診数の減による66万円の減となっております。

21ページになります。18款1項1目1節283万7,000円の減額は、特定検診受診者への情報提供、動機づけ支援、積極的支援の事業が確定したことによるものでございます。

続いて、歳出になります。29ページをお開きください。2款7目住民対策費は、不用額の減額でございます。3款1項2目老人福祉費、報償費143万5,000円の減額ですが、長寿祝金対象者719人を見込んでいましたけれども、死亡等の対象数の減によるものでございます。13節の敬老式委託料100万円の減額は、参加実績並びに当日の欠席者が多かったことによる減額でございます。19節の老人福祉施設措置費負担金190万円の減額は、養護老人ホームの入所者の減などによるものでございます。

30ページ、3目障害者福祉費20節につきましては、23年度の所要見込額に基づいて増減するものでございますが、障害福祉サービス費の増というのは就労継続支援の利用者増が主な要因となっております。次に4目です。地域支援事業費13節の通所型介護予防事業委託料の減額は、主に委託先事業所のスタッフの配置変更等による請け差となっております。地域生活支援事業委託料は、ミニデイサービスや配食サービス事業になりますけれども、高齢化による介護サービスへの利用移行があったこと、あるいは登録者を見直したことによる減額でございます。6目地域包括支援センター事業費13節介護給付費等委託料の減額ですが、これは要支援者が要介護認定へ移行したことにより利用者が減少したためでございます。

31ページになります。3款2項1目児童福祉総務費18節です。こどものえき設置事業、備品購入費の減額となりますが、これは入札差額によるものです。なお、こどものえきは当初、公共施設12カ所に設置を計画しておりましたけれども、これに加えて、ねむの丘とはまなすにも設置して計14カ所となっております。それから、20節児童扶養手当の減額でございますが、新規認定件数の減少や所得増によりまして支給額が減少したことによります。子ども手当の減額は、当初予算では3歳未満は月額2万円、その他は1万3,000円と計上したところでございますが、つなぎ法で一律1万3,000円となって、その後10月からの特別措置法で3歳未満は月額1万5,000円、3歳以上小学校修了までの第1子・2子は1万円、3子以上は1万5,000円、小学校修了まで中学校修了までは1万円となったためでございます。

34ページをお願いいたします。4款1項2目母子保健事業費11節消耗品の減額でございますが、これはフッ化物洗口事業に係る薬剤分でございますが、実際の事業開始が年度途中になったためのものでございます。また、医薬材料費の減額です。これはワクチンの購入代ですが、市内医師との協議の結果、日本脳炎の集団接種の対象を中学生としたことによるものです。それから、13節のうち乳

幼児健診委託料の減額は実績見込みですが、妊婦健診委託料の減額は妊娠届け出数の減少によるものです。また、乳幼児等予防接種委託料の減額は、震災の影響によるワクチン不足と国内で死亡事故等があったことにより接種者が減少したためでございます。それから、6目環境衛生費13節の減額でございますが、青松苑の管理形態を象潟斎場の管理形態と同様としたことの実績見込みによる斎場管理委託料の減額と、その他請負差額等の不用額の減額となっております。それから、4款2項1目清掃総務費8節報償費の減でございますが、現在、不法投棄監視員は12人となっているために2人分を減額するものです。また、2目清掃センター運営費7節、これにつきましては生活環境課の新たな班の設置に伴いまして当初予算に臨時雇用賃金1人分を計上しましたがけれども、緊急雇用臨時対策基金事業によって1人を雇用したために、その兼務での事務補助を行うことができたために減額するものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、産業建設部に関することは、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 8ページをお願いします。農業経営基盤強化資金等利子助成金については、新たに農業用機械購入、これ中古のトラクター1台ですけれども、それと農舎61平米を1棟建築するということに対する利子補給1件9万7,000円でございます。平成24年度にわたり市が債務を負担することとしたもので、限度額を増額補正するものでございます。

13ページをお願いします。歳入です。12款1項2目1節農業費分担金のうち基盤整備事業分担金562万5,000円の増額については、分担金条例の制定によりまして受益者の分担金を計上しております。

14ページ、13款1項6目1節観光施設使用料の鶴泉荘使用料の減額については、東日本大震災の影響による旅行客の減少や建設業者などの長期滞在型宿泊者の減少によるものでございます。13款2項3目1節土木手数料38万9,000円は、金浦地区において1件の開発行為許可申請があったものに係る手数料でございます。

15ページ、14款1項2目1節公共土木施設災害復旧費負担金の減額は、国の公共土木債に該当する事業の入札差額等で事業費の確定に伴うものでございまして、入札差額等については市単独の災害復旧事業に充当している関係上、歳出の11款1項の公共土木施設災害復旧費においても事業費の減額は伴わず、財源振替の補正となっております。

18ページをお願いします。15款2項7目商工費県補助金の減額は、緊急雇用創出臨時対策基金事業、全33事業中28事業において勤務日数等の減により事業費が減少したことに伴う減額でございます。

次に、歳出になります。36ページをお願いします。6款1項3目の13節にある収納アドバイザー業務委託料40万円の減額ですけれども、これについては国の所得補償制度の推進事務費を活用することができたことから4ヵ月分の委託料を減額するもので、その他の減額は事業の確定、実績見込み等に伴う減額でございます。

37ページ、6款1項6目農村整備総務費の19節負担金及び交付金のうち戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業負担金は、転作田の暗渠工事等、県営基盤整備事業の市負担金1,320万円と、それから受益者負担相当分である562万5,000円の合計額を計上いたしております。なお、事業については繰越明許するものでございます。

38ページ、林業費の2項2目19節の林業就業者受入支援助成金79万9,000円の増額でございます。に

かほ市林業新規就農者受入支援助成金交付要綱に基づきまして正規雇用契約のあった2経営体で4名の雇用に対し、1人当たり20万円を助成するための増額補正でございます。3目一般造林事業費12節役務費の手数料は、施業面積の減、それから長期施業委託への契約変更により減額補正するものでございます。

39ページ、6款3項2目水産振興費の19節負担金補助金及び交付金のうち地域水産物供給基盤整備事業負担金810万円は、金浦漁港の基盤整備事業費について、延長20メートルのケーソン据えつけ1函、事業費1億6,200万円の配分がありまして、その負担金として事業費の5%を負担するため、増額補正するものでございます。なお、工事については24年度に繰り越しいたします。それから、下から3段目の漁業就業者受入支援助成金59万9,000円ですが、にかほ市漁業新規就業者受入支援助成金交付要綱に基づき3経営体で3名の雇用が行われておりまして、1人当たりに対し20万円の助成を行うものでございます。

以上、説明した以外の各項目の補正については、請負差額や事業費の確定及び実績見込みによる補正でございます。以上、産業建設部関係を終わります。

●議長（佐藤文昭君） 次に、消防本部に関することについて、消防長。

●消防長（阿曾時秀君） 歳入についてでございます。14ページをお開きください。13款消防費2項4目1節消防手数料70万円でございます。これは、消防手数料の当初見積額との差額の増額補正でございます。

続きまして、15ページをお開きください。14款国庫支出金1項3目1節消防費国庫支出金287万1,000円でございます。これは、東日本大震災に、にかほ市消防本部から緊急援助隊として延べ17日間にわたって出動した際の活動費負担金が交付されたものでございます。

続きまして、16ページをお開きください。14款国庫支出金2項5目1節消防費補助金258万3,000円は、平成23年度国の補正予算（第3号）に係る消防団安全対策設備整備費補助金でございます。事業費の3分の1が補助金となるものでございます。4,000万円は、消防防災通信基盤整備費補助金でございます。補助金交付要綱によりますと、にかほ市の規模では基準額は1億2,000万円で、その3分の1の4,000万円が補助金となるものでございます。

続きまして、23ページをお開きください。20款諸収入5項6目1節雑入10万円の減額でございます。これは、総合自治センターコミュニティ助成事業で煙体験ハウスと大型プリンターを購入しましたが、助成金が10万単位でございますので、入札差額の分の減額でございます。同じく23ページ、21款市債1項5目1節消防債でございますが、これは消防ポンプ自動車購入事業で20万円の減額、消防団施設建替事業で50万円の減額で、起債額の確定による減額補正でございます。続きまして、2億3,640万円の増額補正は、国の三次補正による消防救急無線デジタル化整備事業として共通波の整備に係る起債でございます。

続きまして、43ページをお開きください。9款消防費1項1目11節燃料費20万円の減額でございます。これは、冷温水器発生機が故障しまして5月から12月まで灯油購入費の減を減額したものでございます。同じく11節光熱水費100万円の減額でございます。これも冷温水器発生機故障による電気使用料の減を減額したものでございます。

続きまして、44ページをお開きください。9款1項3目消防施設費委託料521万2,000円の補正予算でございますが、これは消防救急デジタル化設計管理委託料でございます。9款1項3目15節工事請負費に2億8,572万3,000円を計上しております。これは、消防救急デジタル化の共通波部分の整備の工事請負費でございます。

ここで共通波と活動波の説明をさせていただきますが、消防救急無線には共通波と活動波の2種類がございますが、都道府県の区域を越えて消防機関相互の応援活動を行う場合に使用される全国共通のデジタル周波数及び一つの都道府県の区域における消防機関相互の応援活動を行う場合に使用される県内共通のデジタル周波数、これが共通波で、一方、活動波というのは各消防機関の日常の消防業務及び救急業務に使用されるデジタル周波数のことでございます。国の補正予算（第3号）に消防防災通信基盤の緊急整備として消防救急無線のデジタル化、緊急援助隊機能強化のための予算が設けられたのですが、これはこの共通波部分の整備に国の消防救急無線デジタル化の早期完成の後押しとして三次補正に盛り込まれたものであります。デジタル化については平成28年5月31日までの期間において、すべての消防本部が進めていくことになっております。全国では、この今回の募集に対しまして96の消防本部が交付決定となっております。

続きまして、備品購入費759万7,000円の補正予算でございますが、これは入札差額の減額22万9,000円と消防団安全対策設備整備費備品購入費782万6,000円でございます。これは、東日本大震災において多くの消防団員が津波に巻き込まれるなどして犠牲になったことを踏まえ、消防団員の活動時における安全の確保を目的として市町村等が実施する安全装備品の整備を支援するというもので、財源として事業費の3分の1が補助金でございます。整備しますのは、無線機器、トランシーバー57台、災害活動用支援機材として発電機36台、投光器10台でございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、教育委員会に関することは、教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） 教育委員会の主なものについて補正説明したいと思います。

歳出であります。45ページをお開きください。10款1項3目教育助成費25節奨学資金貸付基金積立金636万円の減額は、当初予算で見込んでいた新規の奨学生の申し込みが30人の1,476万円でありましたが、実際の申し込みが22人の972万円と少なかったために基金への積み立てを減額するものであります。

次に、10款4項社会教育費1目社会教育総務費7節賃金、臨時雇用賃金745万5,000円の減額であります。平成22年3月に策定されました市行財政改革大綱の第二次計画に沿い、職員数を縮減するために22年度に市長部局において部や課室等の統廃合の組織改編が行われております。教育委員会の組織機構の改編は同時にはありませんでしたが、公民館関係については以前から中央公民館制による再編構想案がありましたので、23年度は公民館を含めて教育委員会も改編により職員が縮減されるものと想定し、3人体制の仁賀保、象潟の両公民館が減らされた場合、公民館の業務運営等を維持するのが困難になることから、臨時雇用による人員不足の補完と、あわせて公民館事業にかかわる人材の育成を図るとする趣旨の当初予算に計上しております。しかし、今年度も教育委員会の組織改編はできなく、仁賀保公民館職員の1人減員にとどまり、減員分を兼務業務で補うこととし、その関係で当初予算で4人分の賃金745万5,000円を計上しておりました全額を減額するものであります。同じ

くこの関係で減額補正する科目は、9節の旅費28万7,000円であります。

47ページ、4目象潟公民館費13節委託料、公民館改修工事設計委託料323万7,000円の減額は、当初739万5,000円に対して契約額が415万8,000円で、その差額を補正するものです。理由としては、設計の構成が基本設計3割、実施設計6割、設計管理1割となっておりますけれども、基本設計と設計管理が不用になったためであります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第32号から議案第35号について——消防長。

●消防長（阿曾時秀君） 先ほどの補正予算の補足説明で23ページの減額について、消防団施設建替事業について減額額を「70万円」と説明しましたけれども、「50万円」と訂正させていただきたいと思っております。よろしく願います。（該当箇所訂正済み）

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第32号から第35号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 議案第32号平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）であります。

6ページをお開きください。歳入ですが、1款から8ページの8款までは、いずれも決算見込み額と予算額との差額の増減であります。

9款1項1目1節利子及び配当金は、国保財政調整基金と出産費資金貸付基金の利息であります。10款1項1目1節一般会計繰入金は、保健基盤安定事業、財政安定化支援事業などの精算によるものであります。12款3項7目1節雑入、これはですね9月補正で国保連合会の誤算定による収入を計上していたところですが、その後、拠出金で調整することになったための減額であります。

次に、9ページの歳出です。1款1項2目19節は、国保総合システム特別分担金として、昨年の国保総合システムの稼働時期の延伸に伴って旧システムによる業務処理及び新システムの運用試験、データ移行等の関連経費となっております。それから、7款1項1目19節、これは拠出金の精算見込みにより年度最終支払いの12期分が納付不用となったためです。なお、過去の算定誤りの分の約1,740万円につきましては、11期分を支払った後で納入、歳出還付となります。4目保健財政共同安定化事業拠出金19節の内訳は、当初の拠出金と精算見込み額との差額が2,227万1,000円、連合会の過去の算定誤りの分が286万6,000円となっております。8款1項1目13節と28節の減は、特定健康診査と特定保健指導の受診者数の実績見込みによるものでございます。11款1項3目23節国保連合会の拠出金の誤算定に伴う国と県の高額医療共同事業負担金の変換金分を9月補正で計上してございましたけれども、その後、23年度の負担金で調整するという事になったためでございます。12款1項1目予備費は、歳入歳出を調整するものでございます。

次に、議案第33号平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）でございます。

6ページをお開きください。歳入です。1款1項3目後期高齢診療報酬収入の増額ですが、これは最終的な見込みによるものでございます。

7ページの4款2項1目財政調整基金繰入金520万3,000円の減額ですが、歳入補てんのため基金繰入金を見込んでございましたけれども、最終的な歳入の見込み修正により減額するものでございます。

8ページの歳出でございます。4款2項1目25節59万9,000円の増額は、基金利子分を含め、歳入歳出

の調整を行ったものでございます。これによって基金残高は1億1,400万円となります。

続きまして、議案第34号平成23年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

6ページをお開きください。6ページ・7ページの歳入歳出ですが、いずれ予算額と決算見込み額の差額の補正となっております。なお、歳出4款1項1目予備費10万円の増は、歳入歳出の調整であります。

続きまして、議案第35号平成23年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）でございます。

7ページをお開きください。歳入です。1款1項1目1節水道使用料の減額は、実績見込みによるものでございます。2節水道使用料（滞納繰越分）27万円は、平成24年1月25日までの確定分でございます。2款1項1目1節水道整備費国庫補助金の減額は、釜ヶ台地区統合簡易水道の施設整備事業費の確定によるものでございます。

8ページ、7款1項1目1節簡易水道事業債は、釜ヶ台地区統合簡易水道施設整備事業費の減によるものでございます。

歳出、9ページです。1款1項1目13節は、ガス水道局との管理委託料で、水質検査の請負差額による減額となっております。2款1項1目13節及び15節は、入札差額等による減額となっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第36号及び第37号について、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 議案第36号、議案第37号の両特別会計の補正については、請負差額あるいは事業費の確定による減額が主なものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第38号及び第39号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐藤俊文君） それでは、議案第38号について補足説明いたします。

3ページをお開きください。収益的収入及び支出でございます。支出の1款2項1目の原料費ですが、当初予算で設定していました原料価格は、LNGが5万7,420円、LPGが79円でしたが、現在、LNGが7万3,000円、LPGが85円台を推移しております。これらを精査いたしますと1,390万円ということで増額補正しているものでございます。収入の1款1項1目のガス売上については、原料費の高騰分が原料費調整制度によりまして販売単価に転嫁されるため、同等の額1,430万円が見込まれております。当初予算は3.11以前に作成されておまして、3.11の影響がどのくらい出るのか不透明だったため、今回の補正となった次第であります。

4ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。資本的収入ですが、企業債出資金は経年管更新事業に係るもので、工事負担金が公共下水道に係るものとなっております。それぞれの工事の精査確定によりまして減額しております。

5ページになりますが、資本的支出、1項1目23節の委託作業費は、公共下水道事業に係るものでございます。1目31節の工事請負費については、公共下水道事業に係るものが742万7,000円、経年管更新事業に係るものが112万7,000円となっております。2目23節の委託作業費ですが、作業費の35万6,000円は、今回の料金改定に伴うシステム改修費となっております。以上で議案第38号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 39 号について補足説明いたします。

2 ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。資本的収入の 2 項 1 目 1 節の工事負担金は、公共下水道関連が 2,078 万 4,000 円、特定道路工事関連が 553 万 6,000 円、それぞれの工事の精査確定によりまして減額しております。3 項 1 目 1 節の国庫補助金については、石綿セメント管更新事業の確定により減額しております。資本的支出ですが、19 節の委託料の減額は公共下水道関連となっております。36 節の工事請負費では、公共下水道関連が 1,476 万 6,000 円、石綿セメント管が 70 万円、特定道路関連が 197 万 4,000 円それぞれ減額しているものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 所用のため 2 時 10 分まで休憩といたします。

午後1時59分 休 憩

午後2時10分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第40号の歳入歳出について、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 議案第 40 号平成 24 年度にかほ市一般会計予算の総務部関係の主なものにつきまして補足説明をいたします。

当初予算案の概要あるいは主要事業につきましては、2 月 10 日の全員協議会で資料によって詳しく御説明申し上げてございますので、簡単に御説明いたします。

10 ページでございます。第 3 表地方債でございますが、前年度同額の臨時財政対策債 5 億 5,000 万円を含めまして 31 件、12 億 9,520 万円となっております。対前年度当初比では 3.1%の減となっております。そのうち、まちづくり交付金事業など 5 事業に合併特例債 1 億 3,940 万円を活用することとしております。

歳入でございます。13 ページでございます。1 款市税につきましては、長引く景気低迷によりまして法人市民税では 0.5%の減、個人市民税では年少扶養控除廃止などで 12.3%の増、また、固定資産税では評価がえによる土地家屋の評価額の下落などによりまして 7.3%の減、たばこ税では 20%の増などさまざまな要因がございますが、市税全体では 0.5%増の予算を見込んだところでございます。

16 ページでございます。10 款地方交付税につきましては、国の平成 24 年度地方財政対策では対前年度比 0.5%の増が確保される見込みではありますが、震災の影響などを考慮しまして普通交付税 49 億円、特別交付税が 2 億円として、対前年度当初と同額の 51 億円を見込んでございます。

34 ページでございます。18 款 2 項基金繰入金でございますが、財政調整基金から 1 億 2,000 万円を繰り入れまして、歳入歳出の調整を行ったところでございます。なお、9 つの目的基金から 2 億 3,158 万 4,000 円を繰り入れることによりまして、一般会計に属する 15 基金の予算上の残高でございますが約 42 億 4,450 万円となります。

次に、歳出でございます。48 ページをお開き願いたいと思います。2 款 1 項 4 目財産管理費 15 節工事請負費の管理施設関係工事 550 万円でございますが、象潟駅の自転車置き場、北側でございますが、自転車置き場の整備を行うものでございます。

52 ページをお願いいたします。52 ページ、2 款 1 項 11 目交流促進事業費でございますが、8 月 6 日に予定されております松島町で開催予定の松島町夫婦町締結 25 周年「銀婚式」記念式典関係の事業経費として、報償費 90 万円、次のページになりますが参加負担金 20 万円など、総額で 122 万 9,000 円を計上しております。また、同じページでございますが、53 ページでございますが、中ほど、国際交流事業でございます。24 年度は、ショウニー市、アナコーテス市、中国諸暨市、あるいはニュージーランドのクライストチャーチ市との中学生交流などの受け入れ、あるいは派遣が予定されているため、国際交流事業補助金として 919 万 8,000 円を計上しております。

54 ページをお願いいたします。2 款 1 項 12 目情報管理費の 18 節でございます。真ん中ほどでございますが、備品購入費 1,300 万円でございますが、地域イントラネットワーク機器の更新に伴うものでございます。

飛びまして、130 ページをお願いいたします。130 ページになります。9 款 1 項 5 目災害対策費でございますが、昨年の沿岸、海岸沿線の自治会あるいは自主防災会代表によります津波避難地図見直しのためのワークショップで整備を要望されました避難場所あるいは避難路の調査業務委託料 1,200 万円、また、工事請負費として 5,000 万円を計上してございます。

次のページ 131 ページでございます。19 節負担金補助及び交付金の集会施設耐震改修補助金の 930 万円でございますが、避難場所ともなっております 3 自治会の会館の耐震改修に対する補助金でございます。

それから、168 ページ・169 ページでございます。12 款 1 項公債費であります。任意の繰上償還分として 1 億 7,963 万円を含めまして 18 億 9,032 万 2,000 円を計上しております。対前年度当初比では 6.7%の減となっております。計画的な起債の繰上償還の実施によりまして 24 年度末の市債残高でございますが、180 ページになりますが 24 年度末、当該年度末の現在高見込みでございますが、一番下です、198 億 4,244 万 7,000 円と見込んでいるところでございます。前年度末の残高に比べまして 2 億 8,127 万 7,000 円の減になる見込みとなっております。総務部関係は以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） それでは、市民福祉部関係の主な内容を、前年度と変わった点を中心に御説明いたします。

歳入です。23 ページをお開きください。14 款 2 項 1 目 2 節児童福祉費補助金のうち子ども手当システム改修費補助金 647 万 6,000 円は、子ども手当に所得制限が導入されるためのシステム改修費用に対する補助金となっております。2 目 1 節環境衛生費補助金 1,150 万 4,000 円は、循環型社会形成推進交付金で熱改修施設整備計画に係るもので、補助率は 3 分の 1 となっております。

次、26 ページです。15 款 2 項 1 目 1 節総務費補助金のうち消費生活相談臨時対策基金事業費補助金は、生活環境課内に新たに消費生活相談員を配置する事業に対する補助金でございます。10 割を見込んでおります。2 目 2 節児童福祉費補助金のうち病児・病後児保育体調不良児対応促進型事

業は、県単事業で、この事業を市内3カ所の保育園で行う予定となっており、補助率は3分の1となります。

続きまして、歳出でございます。58ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、13節の委託料に新たに住基通知データ連携構築委託料、住基システム改修委託料が加わったほか、14節使用料及び賃借料には、平成25年1月末に更新予定の住基ネットシステムリース料3庁舎分、平成24年3月に導入する戸籍システム機器等リース料、平成24年5月導入予定の公的認証機器リース料が加わるために、目全体では前年度に比べて2,257万9,000円の増となっております。

64ページです。2款7項1目住民対策総務費では、7節賃金に新たに配置する消費生活相談員の雇用賃金が含まれております。

65ページになりますが、19節社会を明るくする運動公開ケース研究会補助金がありますが、これは平成24年度はにかほ市象潟を会館にして開催されるための新規の補助金となっております。2目の交通安全対策費は特に変わったところはありません。

66ページです。3目防犯街灯等対策費は、平沢地区の街灯点検修繕が終了したため100万円の減額となっております。3款1項1目社会福祉総務費は、地域福祉計画策定に係る費用がなくなったことなどから対前年度比53万6,000円の減となっております。2目老人福祉費は、23年度では22年度から繰り越しして実施されました光をそそぐ交付金事業があったために計上されておりました20節の家族介護援助金や、おむつ代助成費等、約1,490万円が24年度は通常どおり計上されております。8節の長寿祝い金は、100歳で前年に比べ2人減の10人となるなど、88万円の減。13節委託料のうち高齢者等声かけ見守り巡回事業は、ふるさと雇用で行ってきたものを引き続き単独事業として社協に委託して実施しますが、約490万円の減。また、19節の本荘由利広域市町村圏組合負担金が630万円の減。老人福祉措置費の入所者減が132万円とありまして、事業費では前年度に比べて約1,000万円の減となっております。3目障害者福祉費ですが、福祉施設の旧法体系から新法体系への移行終了に伴う費用の増加、あるいは福祉サービス利用者の増加に伴いまして、前年度に比べて1,000万円余りの増となっております。20節扶助費のうち障害福祉サービス利用市独自軽減事業についてでございますが、先般成立した改正障害者自立支援法の施行により、これまでの原則1割の利用者負担の規定が24年4月からは応能負担となることが法律上明確化されるわけでございますが、本市の独自軽減事業につきましては仮称障害者総合福祉法に移行するまでの間は継続して実施する予定でございます。

71ページの4目の地域支援事業費は特に変わったところはありません。

72ページ、5目介護保険事業費は、ふるさと雇用及び緊急雇用による要介護者支援、介護員育成事業が終了したことなどに伴いまして、前年度に比べて約1億円の減額予算となっております。6目地域包括支援センター事業費は、包括システムサーバーの購入事業が終了したことに伴いまして、前年度に比べて185万5,000円の減となっております。事業内容については特に変わっておりません。

74ページ、7目福祉施設管理費については、金浦地区老人憩の家「さくら荘」、なぎさ荘、赤石館を無償譲渡することに伴いまして、13節に設計・登記業務委託料を、また、15節に耐震補強工事

及び改修工事費用を計上していることから、前年度に比べて1,472万3,000円の増加となっております。3款2項1目児童福祉総務費は、13節の委託料のうち新規事業として子育てサークルに委託して子育て応援母子研修会事業を実施いたします。また、子ども手当システム改修委託料は、子ども手当に所得制限が導入されるためのシステム改修であります。19節では、金浦福祉会バス運行管理費補助金が23年度で終了となっておりますが、76ページになります、新たに病児・病後児保育促進事業補助金が加わっております。にかほ保育園、つぼみ保育園、白百合保育園がこの事業を実施する予定ですが、この事業はそれぞれの保育所に通所している児童が対象になります。20節の扶助費においては、児童扶養手当は全部支給対象者が減って一部支給対象者が増えたことから518万6,000円の減。また、子ども手当は23年10月から支給額が変更されたことなどから、1億2,100万円の減となっております。2目の児童運営費は、保育所入所児童数の減少が見込まれることや地域活動事業費補助金が終了したことによりまして、前年度比2,431万6,000円の減となっております。3目地域子育て支援センター事業費及び4目ひとり親家庭福祉費は、特に変わったところはありません。3款3項1目生活保護総務費は、13節、79ページ、1行目にあります生活保護システム改修業務委託料が新たに計上されております。これは保護費の支給事務の適正化のための改修でありまして、国庫100%の補助事業となっております。2目の扶助費では、前年度比920万9,000円の増となっておりますが、平成23年度の実績見込み額に生活扶助費が2%の増、住宅扶助費が5%の増を見込んだほかは実績見込み額でほぼ横ばいとなっております。次の4項1目国民年金事務費は、特に変わったところはありません。2目の保健医療費ですが、秋田県では子供に対する福祉医療費助成制度の拡充を本年8月から施行する予定です。制度拡充の内容は、小学校卒業までを対象とし、入院・通院を助成します。児童手当基準による所得制限が設けられることなどによるシステム改修委託料も計上しております。この費用に係る助成については、補助率が2分の1となる見込みでございます。3目の老人医療費は、過年度の精算金が生じたための場合の予算措置でございます。4目後期高齢者医療費では、18節にパソコン、プリンターの購入費用が計上となっております。これは全国的な広域連合のシステム変更に伴うものでございます。4款1項1目健康増進総務費は、ふるさと雇用による病院看護補助事業が終了したことによりまして、前年度比430万円の減となっております。2目母子保健事業費は、日本脳炎がすべて個別接種となることから、11節の医薬材料費が前年度比270万円の減となっております。また、13節は見込み対象者数の減などによって650万円の減額となっております。3目成人保健事業費では、13節のうち各種健診委託料に新規事業として40歳から65歳までの5歳刻みの人を対象にした人間ドックの助成費用を盛り込んでおります。また、20歳から40歳までを対象に、従来の子宮頸がん健診とあわせてHPV、ヒトパピローマウイルス遺伝子検査を実施する予算も計上しております。同じ13節に健康管理システム等住基情報連携のためのプログラム改修費用も新たに計上しております。4目の精神保健事業費は、特に変わったところはありません。5目保健センター管理費は、15節にスマイルのサウナ室等の改修工事及びコンベンションホールの昇降装置とスクリーンの交換工事費用を計上しております。6目環境衛生費13節では、ふるさと雇用による自然エネルギー普及促進事業が終了し、平成24年度から法定受託事務として新たに自動車騒音調査委託料が計上されております。これは5年に一度、

市内7地点の自動車騒音を測定するものであります。15節は青松苑の冷却室排気ダクトの取りかえ、再燃焼炉スクリーン取りかえ等の工事、象潟斎場の1・2号炉台車ブロックの打ちかえ工事を行うものです。2項1目清掃総務費7節は、緊急雇用対策事業としての海岸清掃事業が終了しますが、環境保全をするために規模を縮小して、人員、期間を少なくして市単独事業として継続してまいります。19節の生ごみ処理機器設置事業助成金には、対象に水切りばけつを加えております。2目清掃センター運営費13節では、ごみ処理基本計画等作成業務委託が終了し、新ごみ処理施設建設候補地に係る環境アセス業務委託料が計上されております。

92ページ、15節です。ごみ焼却炉補修工事は、クレーン等受け入れ供給設備、焼却炉等耐火物燃焼設備、電気集塵機等排ガス処理設備等の工事を行うものです。3目の最終処分場管理費3項1目水道整備費については、特に変わっておりません。市民福祉部関係は以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、産業建設部に関することは産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 最初に、歳入のほうを御説明いたします。19ページをお願いします。13款1項6目商工使用料ですけれども、1節には鶴泉荘使用料等、平成23年度実績見込み相当額を計上。4節には、ねむの丘や温泉保養センター等6施設、また、各施設への自動販売機の設置に係る使用料を計上しております。7目土木使用料、公営住宅関連につきまして、各節とも現年度分については95%、滞納繰越分については10%の収納率で計上しております。

また、20ページ、7目道路占用料については、平成22年度の条例改正での単価改正の影響もありまして、対前年で20万円ほどの減額された額で計上しております。

24ページをお願いします。14款2項3目土木費国庫補助金は、山ノ田前川線道路改良工事や前川象潟2号線ほか道路改良工事の詳細設計、用地測量、また、舗装修繕工事や本郷地区の導水路設置工事、橋梁長寿命化調査、雪寒機械購入事業の実施に伴う交付金で、交付率は、雪寒機械購入事業が3分の2、他の事業については55%で計上しております。

27ページ、15款2項4目は農林水産業それぞれの振興事業に係る県補助金であります。2節の2段目に水と緑の森づくり税事業費補助金221万6,000円がありますが、このうち200万円が中島台レクリエーションの森の遊歩道の整備に対し補助を受けるものでございます。

28ページ、7目の商工費県補助金については、一般緊急雇用事業は平成23年度で終了となりますが、雇用対策重点事業として12の事業、延べ32人分の雇用対策事業に対する補助であります。

30ページをお願いします。15款3項5目商工費委託金であります。仁賀保高原サイクリングロードは無償譲渡を前提に今年度改修工事のため営業休止になることから、対前年比で75万円の減となっております。

34ページをお願いします。18款2項の基金繰入金です。5目・6目・7目は温泉保養センターはまなす及び道の駅ねむの丘、竹嶋潟の南極公園の遊具、海南丸等の大規模修繕等を行うため、各基金から繰り入れするものです。

次に、歳出になります。97ページをお願いします。3目農業振興費には、集落営農組織や認定農業者など幅広く担い手を確保・育成していく必要から、技術研修など、きめ細かな支援のための委託料及び複合化・多様化を通じて経営発展を図るために必要な機械・施設等の導入支援事業の予算

を計上しております。13 節、下段に地域農業マスタープラン作成業務委託料がありますが、これは平成 24 年度から国の新制度により青年農業者給付金及び担い手への農地集積に関する制度がスタートすることから、制度を活用し、新規就農や担い手への農地集積を円滑に図るために人・農地プランを集落単位または地域単位で作成するための業務委託経費でございます。

98 ページ、19 節の下段にペレット堆肥保管施設整備事業補助金 166 万 6,000 円がありますが、秋田しんせい農協が事業主体となり、現在の家畜市場の一部を改修し、ペレット堆肥の保管施設として整備するもので、当市においても土づくりを基本とした高品質・高食味米生産の生産体制に必要であることから、施設の改修に係る経費の一部を助成するものであります。

101 ページをお願いします。6 目 19 節の下段、土地改良施設維持管理適正化事業補助金 123 万 2,000 円がありますが、これは象潟川の弁天島揚水機を更新するもので、土地改良施設の整備補修等の国庫補助事業に対し、市でも協調助成するものでございます。

次に、103 ページ、6 款 2 項 2 目林業振興費であります。15 節工事請負費の両前寺地内の治山工事ですが、昨年 6 月の豪雨の際に被害を受けた箇所について、公共土木債あるいは農地債を使うことができなかったために県単の局所防災事業で作業復旧を行うものです。

次に、106 ページ、6 款 3 項 2 目水産振興費 17 節の公有財産購入費であります。これは象潟漁港の仲買等の市場への運送車両の大型化等により、臨港道路から水産物の搬入搬出が非常に混雑し、非効率的な市場業務に加え、事故等も懸念されているところであります。これにより新たな道路を整備することで荷さばきスペースが確保でき、一般車両の通行も安全となることから、新たな道路整備に必要な用地を取得するものでございます。現在、整備に関する協議を県と行っているところです。取得する土地につきましては、ちょうど今の荷さばき所の向かい側にある 2 筆になります。象潟字入湖の間 19 番地 25、宅地、1,733.49 平米が 1 筆。もう一つが、象潟入湖の間 19 番 26、宅地、1,172.9 平米。2 筆で 2,906.39 平米を購入するものでございます。

次に、108 ページ、商工振興費になります。高い技術力を要した工業基盤の確立と国内外での競争力を持ったオンリーワン企業を創出するために、研修機会の創出や若手技術者の育成や産学協働による中小企業の技術力アップと新製品開発に向けた支援等、商工業全般の振興費を計上しております。また、今年度新たに 13 節に産業振興事業委託料を計上しております。これは、市内における各種資源を見つけ出し、新産業の創出と事業化に向けての可能性を見出すもので、各方面で地域産業振興指導に実績のある方に業務委託するものでございます。

次に、109 ページからの観光費になります。7 款 2 項 1 目観光総務費についてであります。本市観光推進を図るため、遊客推進活動 P R 関連費、各種団体加盟負担金等を計上しております。特に着地型観光の推進として、13 節に緊急雇用重点事業として 2 事業のほか、平成 25 年度に開催される秋田 DC、また、平成 26 年度本県開催の国民文化祭を視野に入れ、滞在型の誘客を図るため、旅行商品造成など知識と経験を豊富に持つ方を観光アドバイザーとして観光課や観光協会と連携し、旅行商品の造成や誘客活動を行うための業務委託する予算を計上しております。

次に、112 ページ、観光施設費になります。観光課が所管する各施設の維持管理経費のほか、道の駅や温泉保養センターはまなすの大規模改修工事に係る経費を計上しております。

115 ページからの 7 款 3 項 2 目公園管理費ですが、中島台憩いの森のトイレ等への取水が東北電力の導水路から取得していましたが、市の用水取得分が含まれていないことから、東北電力から改善が求められておりました。このことから問題解決を図るため県事業として新たに井戸の掘削を行うこととし、市では工事費の 20%を負担することとして 19 節に計上しております。

続いて、118 ページからの 8 款土木費になります。2 目道路橋梁維持費については、市道の草刈りや修繕など維持管理経費ほか、工事費には地区要望に対応するための予算を計上しております。なお、前年対比で 8,261 万 4,000 円の減となっておりますが、これは昨年度まではこの 2 目に社会資本整備交付金事業の橋梁長寿命化調査や同じ事業での舗装等の工事等を計上しておりましたが、24 年度からは 3 目のほうに移節したことに伴うものでございます。3 目道路橋梁新設改良費については、歳入でも説明いたしましたが、社会資本整備総合交付金事業項目の山ノ田前川線道路改良工事、前川象潟 2 号線道路改良工事、金浦中央線舗装修繕工事、本郷地区導水路整備工事等のほか、橋梁長寿命化調査を行う経費を計上しております。4 目排水路維持改修費については、排水路の維持管理経費のほか、地区要望に対応する工事費を計上しております。5 目除雪費には、金浦地区に新たな除雪ステーションを建設するための建設設計委託料として 13 節に、また、除雪や排雪に機動力のある小型ロータリー車の購入として 18 節に予算計上しております。8 款 3 項 1 目河川維持改修費については、大雨のたびにはんらんする大竹地区の衣川について、川岸に堆積している土砂の撤去あるいは雑木の撤去を行うこととして、工事費に係る経費を計上しております。

123 ページ、8 款 4 項 2 目まちづくり交付金事業になります。金浦地区のまちづくり交付金事業の最終年度となることから、効果分析業務のほか、平成 24 年度の主な工事としては、平成 23 年度で整備した竹嶋瀉護岸周辺での市民による桜の植樹や芝張りなどの造園工事、案内看板の設置、勢至公園のアオコ対策工事、南極広場遊具の海南丸周辺の人工芝の修繕工事を予定しております。

124 ページ、8 款 5 項 1 目住宅管理費です。平成 22 年度から実施しております住宅投資による経済の活性化を図る住宅リフォーム支援事業補助金を秋田県でも継続実施することから、さらなる地域経済の活性化に資するため、本市においても引き続き実施することとしております。以上、産業建設部関係について終わります。

●議長（佐藤文昭君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（阿曾時秀君） 41 ページをお開きください。20 款諸収入 5 項 6 目雑入 1 節ですが、主なものとしまして、消防団員安全装備品整備等助成金 77 万円、コミュニティ助成事業助成金として 100 万円を計上しております。これらの助成金を利用しまして、消防団員安全装備品整備等助成金では消防団員が火災現場で使用するケブラー手袋を購入予定でございます。また、コミュニティ助成事業助成金では、災害時に活用する炊き出し器を購入予定でございます。

続きまして、歳出についてでございます。128 ページをお開きください。9 款 1 項 3 目消施設費 13 節の委託料、消防車両改装委託料 100 万円は、高規格救急車を改装し、赤く塗装、水準救助活動用車両に改装するための委託料でございます。消防署施設工事設計管理委託料 60 万円は、水難救助用車両及びボートトレーラー、水難救助機材等を格納する車庫増築の設計管理委託料でございます。

続きまして、129 ページ、高機能消防指令センター整備事業実施設計委託料 370 万円は、25 年度

実施計画で予定している高機能消防指令センター整備に係る設計管理委託料でございます。イー・モバイル接続委託料 39 万 9,000 円は、携帯電話会社イー・モバイルの 119 番通報のための指令台への接続委託料でございます。消防救急無線デジタル化設計業務委託料 760 万円は、補正予算で計上した共通波以外の部分、活動波分の整備に係る設計業務委託料でございます。15 節工事請負費として、消防団施設建替工事に 650 万円、消防署施設整備工事に 1,050 万円、消防署高圧電気地中開閉器交換工事に 100 万円、消防救急無線デジタル化整備工事に 1 億 4,740 万円を計上しております。18 節備品購入費 570 万円につきましては、軽易積載車の更新を 2 台予定しているものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） それでは、教育委員会関係の主なものについて説明します。

最初に、目の変更を報告いたします。134 ページ、10 款 1 項 3 目教育助成費、平成 23 年度までは教育助成費のところに教育研究所に係る経費を入れておりましたが、平成 24 年度よりは独立させまして、充実、主体性を発揮させるために 5 目のほうに教育研究所費を置いておりますので、御報告いたします。

予算の説明に入りますけれども、歳入に関しましては大きく変わったところはありませんので割愛させていただきます。

最初に、134 ページをお開きください。10 款 1 項 3 目教育助成費 13 節委託料の指導要録管理システム導入委託料 220 万円と指導要録管理システム保守管理委託料 31 万 5,000 円であります。学校における校務の電子化で教育活動に必要な情報の共有ときめ細やかな指導を可能にするものです。事務的な校務の軽減を図り、教員が子供たちと向き合う時間の確保や教育相互が授業づくりについて吟味し合う時間を生み出せるようになります。そのためのシステム導入であります。

次に、136 ページをお開きください。1 項 3 目教育助成費 25 節積立金、奨学資金貸付基金積立金 1,942 万 5,000 円であります。これは、平成 23 年度までの奨学生 89 名に新規 30 名を想定しての予算であります。

次に、138 ページをお開きください。下のほうであります。2 項 1 目学校管理費 15 節工事請負費 1,900 万円の主なものは、象瀉小学校のプール改修工事、それから平沢小学校のプラネタリウム改修工事が大きなもので、ほかは維持修繕的な雨漏り修理などの工事であります。

次に、4 項 1 目社会教育総務費の 8 節報償費であります。144 ページです。8 節報償費、社会教育中期計画策定委員会報償費 36 万円は、現行の中期計画が本年度で終了します。第二次版を作成するため、委員会の委員 15 名の報償費です。13 節委託料には、中期計画策定業務委託料 50 万円を計上しております。

同じく 146 ページ、19 節負担金補助及び交付金になります。下から 3 行目の芸術文化継承基盤整備費助成基金 20 万円でありますけれども、これは芸術文化協会の加盟団体などの芸術文化関係団体が所有する楽器や機器、器具などの買いかえ、また修繕に要する費用の 2 分の 1 を助成し、活動が永続的に続けられるように支援するというものであります。その下の国民文化祭実行委員会補助金 95 万 7,000 円は、御承知とおり平成 26 年に秋田県で開催されますが、24 年度早々に実行委員会を

立ち上げるもので、委員の報償費 60 万円、新年度の開催地視察旅費 28 万 6,000 円、その他消耗品の内訳であります。

それから、147 ページ、4 項 2 目仁賀保公民館費 15 節工事請負費の 1 億 1,200 万円は、耐震化工事及び老朽化が著しい冷暖房設備などの改修工事であります。

149 ページになります。同じく 4 目象潟公民館費 15 節工事請負費 1 億 6,937 万円は、耐震化工事及び経年劣化した外壁などの外部改修と図書室の拡充と未利用スペースの活用を図るなどの内部改修の工事費であります。

それから、155 ページ、9 目フェライト子ども科学館管理費でありますけれども、15 節工事費 90 万円は、科学館北側に設ける庭池に転落防止のための防護柵を設置するためのものであります。

次に、159 ページ、11 目は文化財保護管理関係であります。12 目郷土資料館管理費 8 節報償費 25 万円、それから 13 節委託料 126 万円は、宮城県松島町夫婦町 25 周年を記念した企画展を開催いたします。それにかかわる経費であります。

163 ページ、10 款 5 項 2 目屋内運動施設管理費 15 節工事請負費 100 万円であります。象潟体育館バスケットライン改修工事は、ルールの改正によりスリーポイントエリア等の変更によるラインの補修をするための工事費であります。それから、同じく 18 節備品購入費、象潟公民館のスピーカーとミキサーの更新であります。——訂正します。象潟体育館のスピーカーとミキサーの更新であります。体育館開設時、昭和 49 年のスピーカーを使用しておりますので劣化が著しく、近年は音響がよくなり、改善の要望があったものであります。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 41 号から第 44 号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 議案第 41 号平成 24 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、特に変わった点のみ御説明いたします。

歳入です。190 ページをお開きください。4 款 2 項 1 目国庫補助金 1 節財政調整交付金 1 億 1,397 万 8,000 円は、普通財政調整交付金 1 億 1,299 万 1,000 円と診療所のレセプトシステム導入に係る特別調整交付金 98 万 7,000 円となっております。

192 ページ、10 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 4,000 万円は、現在高 1 億 4,270 万円の一部を合併後初めて取り崩すものです。

次に、歳出です。195 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費 28 節繰出金 98 万 7,000 円は、診療所のレセプトシステム導入に係る費用を繰り出すものです。

201 ページをお開きください。8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費 13 節委託料は、特定健診の委託料 1,962 万 6,000 円は、個別健診 1,500 人分、集団健診 1,300 人を、また、電算処理委託料 76 万 6,000 円は、2,800 人分を計上しているところでございます。議案第 41 号につきましては以上でございます。

次に、議案第 42 号平成 24 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算。

210 ページをお開きください。歳入でございます。1 款の診療報酬は、23 年度当初と比較して約 10%、581 万 2,000 円の増収見込みになっております。4 款 1 項 2 目国民健康保険事業特別会計事業勘定繰入金 98 万 7,000 円は、レセプト電算システムの更新に当たり、その費用に対応する交付金が

事業会計のほうから繰り入れされるものです。

次に、歳出です。213 ページです。1 款 1 項 1 目一般管理費 7 節賃金 377 万円は、臨時職員のほかに 23 年度に診療所を秋田大学附属病院の臨床研修医の協力施設として登録しております。このために臨床研修医の申し出があった際の賃金として 46 万 8,000 円を新たに計上しております。さらに、へき地医療対策事業として位置づけられています秋田県ドクターショートサポートバンクの利用時の医師賃金 42 万円も新たに計上しているところでございます。

214 ページ、13 節委託料のうち各種設備保守管理委託料には、19 年度に導入したレセプト電算システムを購入するため、その業務委託料として 98 万 7,000 円が含まれております。

次のページ、2 款 1 項 1 目医療用機械器具費 14 節使用料では、在宅酸素濃縮機リース料及び人工呼吸器リース料として 124 万 1,000 円を増額しております。これは 23 年度から機械の使用患者が 1 人増加したためですが、在宅酸素療法指導管理料として診療報酬の増加にも反映されております。議案第 42 号は以上です。

続きまして、議案第 43 号平成 24 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成 24 年度、平成 25 年度の後期高齢者医療保険料は、今回改定の時期でございます。広域連合では国からの通達などをもとに保険料を算定し、2 月 13 日に開催された広域連合議会に上程して可決されております。保険料の限度額が 50 万円から 55 万円に引き上げとなります。均等割額は、現行の 3 万 8,925 円から 3 万 9,710 円、785 円の増。所得割率は 7.18%から 8.07%で 0.89%の増。1 人当たりの平均保険料は 3 万 7,214 円から 3 万 9,105 円、5.08%の増となるものでございます。

228 ページの歳入をお開きください。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 1 節現年度分 1 億 7,687 万 8,000 円は、広域連合で算定した見込みの賦課総額から基盤安定等の軽減額を差し引いた額に平成 22 年度の徴収率 99.70%を乗じて算定しており、前年度比 10.3%の増となっております。

231 ページ、歳出をお願いいたします。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 19 節負担金 2 億 5,979 万 4,000 円は、軽減後の保険料 1 億 7,741 万 2,000 円と保健基盤安定相当額 8,238 万 2,000 円を合算した額で、広域連合から提示された見込み額を計上しております。議案第 43 号は以上です。

次に、議案第 44 号平成 24 年度にかほ市簡易水道特別会計予算でございます。

239 ページ御覧ください。歳入です。1 款 1 項 1 目 1 節水道使用料 2,283 万 8,000 円は、前年度実績に基づいて計上しております。

次のページになりますが、5 款 1 項 1 目 1 節簡易水道事業債 2,130 万円は、釜ヶ台地区簡易水道施設整備事業に係る借り入れ予定です。

次の歳出でございます。1 款 1 項 1 目 13 節のうち上浜統合簡易水道認可変更委託料 500 万円は、平成 28 年度までの簡易水道統合計画に基づく上浜統合簡易水道の事業変更認可の着手に係るものでございます。2 款 1 項 1 目簡易水道事業費の 13 節と 15 節は、上坂地区での飲料水を安定的に確保するため送水設備工事を実施するものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 45 号及び第 46 号について、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） それでは、議案第 45 号・46 号について御説明いたします。

256・257 ページをお開きください。全体予算額で 3,133 万 6,000 円の減額となっております。こ

これは国の予算が減額になると見込まれることから面整備等の縮小したもので、これによって予算規模が縮小されております。平成 24 年度の面整備としては、仁賀保地域が堺田地区の 2.56 ヘクタール、象潟地域が松ヶ丘地区の 6.33 ヘクタールを整備する計画となっております。

続いて、議案第 46 号について御説明いたします。

277・278 ページをお開き願います。今年度予算額については 3 億 9,121 万 9,000 円で、対前年比で 1 億 4,518 万 1,000 円の減額となっております。これは、仁賀保地域にある百目木地区処理場の機能強化工事が完了したことにより、工事費等が大幅に減額になったものでございます。平成 24 年度では、冒頭、市長から説明がありました小滝・上郷北部・上郷南部・桂坂・伊勢居地、5 地区の処理施設の機能診断を計画しております。関係予算を 283 ページの 2 款 1 項 1 目 13 節に計上いたしております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 47 号及び第 48 号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐藤俊文君） 議案第 47 号平成 24 年度にかほ市ガス事業会計予算の主なものについて補足説明いたします。

1 ページをお開きください。第 2 条、業務の予定量についてであります。(1)の供給戸数は 23 年 12 月の実績で計上しております。前年度比 68 戸の減少となっております。(2)の年間総供給量につきましては、3.11 の影響等を考慮し、小口需用を前年度比 6.3%減と、大口需用量は TDK 秋田工場の需用が 21%増見込まれるため、合計で前年度比 0.6%増としております。

4 ページをお開きください。収益的収入及び支出でございます。収入の 1 項 1 目のガス売上げについては、小口需用を抑えた想定をしていますが、料金改定単価を使用していることと大口需用家との単価値上げ交渉によりまして、あわせて前年度比 8,284 万 4,000 円増の 4 億 9,555 万 6,000 円を見込んでおります。事業収益全体では、前年度比 119.4%、8,404 万 3,000 円増の 5 億 1,719 万 6,000 円を見込んでおります。支出の関係でございます。2 項 1 目の原料費でございますが、前年度予算の水準よりかなり高めに推移していることから、今年度は前年度より 1,254 万 7,000 円の増となっております。

5 ページになりますが、2 項 23 目の委託作業費であります。この中に熱変後の廃止施設の解体として象潟砂子島工場内の整地作業委託 400 万円が計上されております。

3 項の供給販売費でございます。6 ページをお開きください。23 目の委託作業費ですが、この中に旧象潟町ガス水道事業所にあります事務所、機械室、倉庫等の解体費用 1,275 万 3,000 円が計上されております。また、昨年度まで 26 目として需用開発費 9,656 万 9,000 円が載っていましたが、償却が終了したため廃目となっております。

ガス事業費用全体としては、前年度比 84.9%、8,872 万 2,000 円減の 4 億 9,813 万 2,000 円の規模となっております。合併して初めて黒字予算の作成となっております。関連する供給条例の改正案も上程されておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

8 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入の 1 項 1 目 1 節の企業債につきましては、今年度は 2,370 万円を予定しています。2 ページの第 5 条にその内訳が記載されております。2 項 1 目 1 節の工事負担金につきましては、公共下水道関連工事の補償金となっております。

ります。

9 ページになりますが、支出の 1 項 1 目 31 節の工事請負費につきましては、公共下水道関連工事が 1,641 メーター、経年管入れかえ工事 500 メーターなどを予定しております。1 項 2 目 27 節の固定資産購入費ですが、平成 16 年度に導入しています検針システムのハンディー機 5 台を更新するものでございます。検針戸数按分のガス会計分を計上しております。以上で議案第 47 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 48 号平成 24 年度にかほ市水道事業会計予算について補足説明いたします。

19 ページをお開きください。第 2 条、業務の予定量についてでございます。(1)の供給戸数は 23 年度 12 月の実績で計上しております。大竹前川簡易水道の繰り入れによりまして、前年度比 204 戸の増となっております。(2)の年間総給水量につきましては、3.11 の影響並びに歴史的な円高等によりまして工業用の落ち込みが顕著で、前年度比 2.8%減としたものでございます。

22 ページをお開きください。収益的収入及び支出でございます。収入の 1 項 1 目 1 節の総給水収益につきましては、先ほどの想定を反映し、前年度比 1,343 万 9,000 円減の 4 億 3,129 万 1,000 円を見込んでおります。1 項 3 目 3 節の雑収益でございますけれども、21 年度より上下水道料金の一括納付制度を実施しておりまして、簡易水道関係が 1,510 万円、公共下水道関連が 974 万 1,000 円、農業集落排水関連が 481 万 7,000 円となっております。事業収益全体では、前年度比 97.5%、1,188 万 2,000 円減の 4 億 6,728 万 4,000 円を見込んでおります。

23 ページの支出、1 項 1 目の原水及び浄水費であります。1 目 19 節の委託料の主なものとしましては、水道施設巡視管理業務委託 1,551 万 4,000 円、水質検査委託料 498 万 5,000 円などとなっております。福島原発に係る臨時水質検査も 5 回分計上しております。

1 項 2 目の排水及び給水費であります。24 ページをお願いいたします。19 節委託料の主なものは、水質検査委託料 946 万 8,000 円、検満メーター交換 453 万 7,000 円、マッピングシステム更新 295 万円などでございます。水道事業費用全体といたしましては、前年度比 101.54%、685 万 4,000 円増の 4 億 5,074 万 1,000 円の規模となっております。

27 ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。収入の 1 項 1 目 1 節企業債につきましては、今年度は 7,000 万円を予定しております。20 ページのほうの第 5 条にその内訳が記載されております。2 項 1 目 1 節の工事負担金でございますが、公共下水道工事に伴う補償金が 2,524 万円、日沿道に伴う補償金として 151 万円見込まれております。

支出になりますが、28 ページをお開きください。1 項 1 目 36 節の工事請負費につきましては、公共下水道関連工事 1,830 メーター、石綿セメント管入れかえ工事が 960 メーターなどを予定しております。1 項 2 目 39 節の固定資産購入費は、ガス事業同様、ハンディー機 5 台分の水道会計分を計上しております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） これで補足説明を終わります。

これから議案第 2 号及び第 3 号についての質疑、討論、採決を行います。

始めに、議案第 2 号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。質疑ありませんか。1 番伊東温子議員。

●1 番（伊東温子君） 人権擁護委員の推薦についてですけれども、議案第2号・3号とも金浦地区の人権擁護委員が新しい方が推薦されているようですけれども、今まで人権擁護委員として活動してきた方に対する —— というか再任という方法もあるわけですので、そのあたりの人選のですね、経過を御説明願いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 今回推薦する方 —— でなくて、これまでの方につきましては、平成18年から2期6年間務めていただいたところでございます。その人方にかわる新しい方ということで、適任者ということでこのお二人を提案しているものでございます。

●議長（佐藤文昭君） 1番伊東温子議員。

●1 番（伊東温子君） 再任という方法もあるかと思われましますが、この方たちの再任に対する意思でしょうか、そういうものにはお尋ねになられたのでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤市民課長。

●市民課長（佐藤克之君） 私たちのほうとしましては、まず任期満了というふうなことで、2期6年行ってきたわけですが、まず一人でも多くの市民から行政のほうに参加してもらいたというふうなことで、新たな人を今回議会に提案しておるというふうなところでございます。

●議長（佐藤文昭君） 1番伊東温子議員。

●1 番（伊東温子君） 特に金浦地区の方は秋田県のほうでも定評のある方で、よく活動してこられた方だそうです。それで、例えばですね、任期が終わったときにですね、市のほうから今言ったような理由を申し上げたかと思うんですけれども、実は一人の方は任期が来たので市のほうにみずから赴いて、その任期が来たのですけれどもどうするか、ということをお尋ねしたそうです。彼女が尋ねなければ、その任期はそのままになってたわけですよ。今まで委員として活躍して、活動してこられた方に対して、これで任期満了ですというような通達っていうんでしょうか、それがなかったということはとても遺憾に思います。そういう委員をお願いされたその市方ほうとして、やめるときに何も言わないままに、もういらないんだと。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午後3時28分 休 憩

午後3時28分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

●1 番（伊東温子君） その旨をきちっと伝えていくのが市のほうとしての礼と思うんですけれども、その辺はいかがだったのでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 私が直接その方とは面談はしておりませんが、いろいろ職員から聞

く話ではいろいろな役職を持っている方で、今回はほかの人に頑張ってもらおうという形の中で提案したと、そのように伺っておりますので御理解を賜りたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第2号の討論、採決を行います。

議案第2号人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決を行います。この採決は起立によって行います。

お諮りします。ここに推薦された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第2号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり推薦された方を適任者と認めることに決定しました。

次に、議案第3号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第3号の討論、採決を行います。

議案第3号人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決を行います。この採決は起立によって行います。

お諮りします。ここに推薦された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第3号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり推薦された方を適任者と認めることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午後3時31分 散 会
